

熊本県公報

号外 第25号

平成17年7月1日(金)

(毎週 月・水・金発行)

目 次

○熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定	(行政経営課)	9
○熊本県公立大学法人評価委員会条例の制定	(私学文書課)	10
○熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定	(財政課)	10
○熊本県税条例の一部を改正する条例の制定	(税務課)	12
○熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例の制定	(")	14
○熊本県市町村合併推進審議会条例の制定	(市町村総室)	14
○八代市、氷川町、玉名市、合志市、和水町及び天草市の設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定	(")	15
○熊本県立劇場条例の一部を改正する条例の制定	(文化企画課)	17
○熊本県総合福祉センター条例の一部を改正する条例の制定	(健康福祉政策課)	23
○熊本県身体障害者福祉センター条例の一部を改正する条例の制定	(障害者支援総室)	25
○熊本県健康センター条例の一部を改正する条例の制定	(健康づくり推進課)	26
○熊本県環境センター条例の一部を改正する条例の制定	(環境政策課)	28
○熊本県鳥獣保護センター条例の一部を改正する条例の制定	(自然保護課)	29
○熊本県犯罪の起きにくい安全安心まちづくり条例の制定	(交通安全・青少年課)	30
○熊本県伝統工芸館条例の一部を改正する条例の制定	(商工政策課)	31
○熊本県産業展示場条例の一部を改正する条例の制定	(")	33
○熊本県農業公園条例の一部を改正する条例の制定	(農政課)	36
○熊本県公共育成牧場の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定	(畜産振興課)	38
○熊本県阿蘇みんなの森条例の一部を改正する条例の制定	(森林整備課)	39
○熊本県漁業経営構造改善協議会等設置条例を廃止する条例の制定	(水産振興課)	40
○熊本県漁港管理条例の一部を改正する条例の制定	(漁港課)	40
○熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例の制定	(港湾課)	43
○熊本県都市公園条例の一部を改正する条例の制定	(都市計画課)	53
○熊本県流域下水道条例の一部を改正する条例の制定	(下水道課)	61
○熊本県営住宅条例の一部を改正する条例の制定	(住宅課)	62
○熊本県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定	(企業局)	63
○熊本県立総合体育館条例の一部を改正する条例の制定	(教育委員会)	63
○藤崎台県営野球場条例の一部を改正する条例の制定	(")	66
○熊本県武道館条例の一部を改正する条例の制定	(")	69
○熊本県立総合射撃場条例の一部を改正する条例の制定	(")	71
○熊本県立学校体育施設の使用に関する条例の一部を改正する条例の制定	(")	72
○熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の制定	(県警本部)	73

本号で公布された規則のあらまし

- ◇熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 1 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)の一部改正に伴い、関係規定の整理を行うこととした。(別表第11号関係)
 - 2 八代市、坂本村、千丁町、鏡町、東陽村又は泉村が処理している事務を、八代市が処理することについて規定の整備を行うこととした。(別表第2号、第6号、第9号、第13号及び第40号関係)
 - 3 竜北町又は宮原町が処理している事務を、氷川町が処理することについて規定の整備を行うこととした。(別表第2号及び第40号関係)
 - 4 玉名市、岱明町、横島町又は天水町が処理している事務を、玉名市が処理することについて規定の整備を行うこととした。(別表第2号、第6号、第9号、第13号及び第40号関係)
 - 5 合志町又は西合志町が処理している事務を、合志市が処理することについて規定の整備を行うこととした。(別表第2号、第7号、第9号、第13号、第14号及

- び第40号関係)
- 6 本渡市、牛深市、有明町、御所浦町、倉岳町、栖本町、新和町、五和町、天草町又は河浦町が処理している事務を、天草市が処理すること等について規定の整備を行うこととした。(別表第2号、第6号、第7号、第14号、第34号及び第40号関係)
- 7 条例は、次に掲げる日から施行することとした。
- ア 1の改正規定 公布の日
- イ 2の改正規定 八代市、八代郡坂本村、同郡千丁町、同郡鏡町、同郡東陽村及び同郡泉村を廃し、その区域をもって八代市を設置する処分が効力を生ずる日
- ウ 3の改正規定 八代郡竜北町及び同郡宮原町を廃し、その区域をもって氷川町を設置する処分が効力を生ずる日
- エ 4の改正規定 玉名市、玉名郡岱明町、同郡横島町及び同郡天水町を廃し、その区域をもって玉名市を設置する処分が効力を生ずる日
- オ 5の改正規定 菊池郡合志町及び同郡西合志町を廃し、その区域をもって合志市を設置する処分が効力を生ずる日
- カ 6の改正規定 平成18年3月27日

◇熊本県公立大学法人評価委員会条例

- 1 この条例制定の趣旨を規定することとした。(第1条関係)
- 2 委員会は、委員5人以内で組織し、委員は、経営又は教育研究に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命することとした。(第2条関係)
- 3 委員の任期は、2年とし、再選されることができるとした。(第3条関係)
- 4 委員長は、委員の互選により選任することとした。(第4条関係)
- 5 委員会の会議は、委員長が招集することとした。(第5条関係)
- 6 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県手数料条例の一部を改正する条例

- 1 建築基準法(昭和25年法律第201号)の一部改正に伴う特例容積率適用地区内の建築物の容積率の特例指定申請手数料の新設等を行うこととした。
- (1) 新たに手数料を設けるもの
- ① 特例容積率適用地区内の建築物の容積率の特例指定申請手数料
78,000円他
- ② 特例容積率適用地区内の建築物の容積率の特例指定の取消申請手数料
18,400円他
- ③ 特例容積率適用地区内の建築物の高さの最高限度の制限の適用除外に係る許可申請手数料
160,000円
- ④ 景観地区内の建築物の高さの最高限度又は最低限度の制限の適用除外に係る許可申請手数料
160,000円
- ⑤ 景観地区内の建築物の壁面の位置の制限の適用除外に係る許可申請手数料
160,000円
- ⑥ 景観地区内の建築物の敷地面積の最低限度の制限の適用除外に係る許可申請手数料
160,000円
- ⑦ 景観地区内の建築物の各部分の高さの制限の適用除外に係る認定申請手数料
27,000円
- ⑧ 一団地の建築物の特例認定申請手数料(建築物の数が1である場合)
50,000円
- ⑨ 敷地内に広い空地を有する一団地の建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料(建築物の数が1である場合)
192,000円
- ⑩ 既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限緩和に係る特例認定申請手数料
27,000円
- ⑪ 既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限緩和に係る特例認定変更申請手数料
27,000円
- (2) 関係条項の整理を行うもの
- ① 建築基準法の一部改正に伴う条項の整理
- ② 租税特別措置法及び同法施行令の一部改正に伴う条項の整理
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。
- 3 熊本県収入証紙条例(昭和39年熊本県条例第24号)の一部改正
この条例による手数料の新設及び関係条項の整理に伴い、熊本県収入証紙条例

の一部を改正することとした。

◇熊本県税条例の一部を改正する条例

1 個人県民税

- (1) 平成18年度分の個人の県民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者に係る均等割の税率は、300円とすることとした。(附則第19条第1項関係)
- (2) 平成19年度分の個人の県民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者に係る均等割の税率は、600円とすることとした。(附則第19条第2項関係)

2 自動車税

- (1) 賦課期日後に、自動車の主たる定置場が県内から他の都道府県に、若しくは他の都道府県から県内に変更された場合又は自動車の所有者の変更があった場合において、当該年度の末日に当該変更があったものとみなすこととした。(第104条関係)
- (2) その他規定の整理を行うこととした。(第105条関係)

3 自動車取得税

- (1) 平成17年自動車排出ガス規制に適合した自動車の取得に係る税率は、平成17年10月1日から平成18年3月31日までの間に取得される一定のバス、トラック等にあつては、税率から100分の1を控除した率とすることとした。(附則第12条第8項関係)
- (2) その他規定の整理を行うこととした。(第129条の4関係)

4 この条例において引用する地方税法施行令及び地方税法施行規則の条項を明確にするための規定の整理を行うこととした。(第31条の3、第37条、第38条の20、第39条、第47条、第49条、第52条、第59条、第64条の3、第66条の2、第106条、第129条の8、第129条の9、附則第9条及び附則第12条第2項、第3項、第5項、第7項関係)

5 この条例は、平成18年4月1日から施行することとした。ただし、3(2)及び4は公布の日から、3(1)は平成17年10月1日から、1及び6は平成18年1月1日から施行することとした。

6 熊本県水とみどりの森づくり税条例(平成17年熊本県条例第7号)の規定の整理を行うこととした。(附則第3項及び第4項関係)

7 この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

◇熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例

1 特定農山村地域内における県税の不均一課税の適用期限の到来に伴い、関係規定を削除することとした。(第1条、第4条の9、第6条から第8条まで及び附則第2項関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本縣市町村合併推進審議会条例

1 この条例制定の趣旨を規定することとした。(第1条関係)

2 熊本縣市町村合併推進審議会は、市町村長、市町村議会議員、学識経験を有する者、その他知事が必要と認める者の15名以内で組織することとした。(第2条関係)

3 委任の任期は2年とし、再任できるものとする。こととした。(第3条関係)

4 熊本縣市町村合併推進審議会に会長をおき、委員の互選により選任することとした。(第4条関係)

5 熊本縣市町村合併推進審議会は、会長が招集することとした。(第5条関係)

6 この条例は、公布の日から施行することとした。

7 この条例は、平成22年3月31日限り、その効力を失うこととした。

◇八代市、氷川町、玉名市、合志市、和水町及び天草市の設置に伴う関係条例の整理に関する条例

1 次に掲げる条例について、条文の整理を行うこととした。

ア 管轄区域の変更を行うもの(4条例)

(例)「菊池市、菊池郡」→「菊池市、合志市、菊池郡」

熊本県家畜保健衛生所条例、熊本県保健所条例、熊本県児童相談所条例、熊本県地域振興局設置条例

イ 所在地名の変更を行うもの(10条例) ※うちアと重複3条例

(例)「八代郡鏡町」→「八代市」

熊本県家畜保健衛生所条例、熊本県福祉事務所設置条例、熊本県立学校条例、熊本県保健所条例、熊本県病害虫防除所等に関する条例、熊本県食肉衛生検査所設置条例、熊本県立農業大学校条例、熊本県農業研究センター条例、熊本県地域振興局設置条例、熊本県天草飛行場条例

ウ 区域の変更を行うもの(2条例)

- (例)「竜北町 宮原町」 → 「氷川町」
 熊本県屋外広告物条例、水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例
- エ 重点整備地区に係る市町村名の変更を行うもの(1条例)
 (例)「本渡市」 → 「天草市」
 熊本県幹線道路整備基金条例
- 2 条例は、次に掲げる日から施行することとした。
- ア 八代市の設置に伴う規定 八代市、八代郡坂本村、同郡千丁町、同郡鏡町、同郡東陽村及び同郡泉村を廃し、その区域をもって八代市を設置する処分が効力を生ずる日
- イ 氷川町の設置に伴う規定 八代郡竜北町及び同郡宮原町を廃し、その区域をもって氷川町を設置する処分が効力を生ずる日
- ウ 玉名市の設置に伴う規定 玉名市、玉名郡岱明町、同郡横島町及び同郡天水町を廃し、その区域をもって玉名市を設置する処分が効力を生ずる日
- エ 合志町の設置に伴う規定 菊池郡合志町及び同郡西合志町を廃し、その区域をもって合志市を設置する処分が効力を生ずる日
- オ 和水町の設置に伴う規定 玉名郡菊水町及び同郡三加和町を廃し、その区域をもって和水町を設置する処分が効力を生ずる日
- カ 天草市の設置に伴う規定 平成18年3月27日

◇熊本県立劇場条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県立劇場の管理に指定管理者制度の導入を図るために関係規定を整備することとした。
- 2 熊本県立劇場の休館日(月曜日を削除)及び開館時間(午後9時30分までを午後10時までとする。)を変更するために関係規定を整備することとした。
- 3 使用料(別表の1の表及び別表の2の表)の額を変更するとともに総額表示するために関係規定を整備することとした。
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、別表改正規定は、5に規定する日から施行することとした。
- 5 この条例の施行の際現に改正前の熊本県立劇場条例第9条の規定により管理を委託している県立劇場については、地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号)附則第2条に規定する日までの間は、なお従前の例によることとした。
- 6 改正後の別表の規定は、第1項ただし書に規定する日以後の許可に係る使用料について適用し、同日前の許可に係る使用料については、なお従前の例によることとした。
- 7 この条例第4条第1項の適用については、5に規定する日までは、第4条第1項中「12月29日から翌年1月3日まで」とあるのは「月曜日(月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条の規定により休日とされる日に当たるときは、その翌日)及び12月29日から翌年1月3日まで(月曜日を除く。)」と読み替えるものとする事とした。
- 8 この条例第5条第1項の規定については、5に規定する日までは、第5条第1項中「午後10時」とあるのは「午後9時30分」と読み替えるものとする事とした。

◇熊本県総合福祉センター条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県総合福祉センターの管理に指定管理者制度を導入すること等に伴い、必要な規定を整備することとした。
- 2 使用料について、消費税の総額表示を行うこととした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 4 この条例の施行の際現に改正前の条例第8条の規定により管理を委託している熊本県総合福祉センターについては、地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号)附則第2条に規定する日までの間は、なお従前の例によることとした。

◇熊本県身体障害者福祉センター条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県身体障害者福祉センターの管理に指定管理者制度を導入することに伴い、関係規定を整備することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例に基づいて管理を委託している熊本県身体障害者福祉センターについては、地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号)附則第2条に規定する日までの間は、なお従前の例によることとした。

◇熊本県健康センター条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県健康センターに指定管理者制度を導入すること等に伴い、関係規定を整備することとした。
- 2 使用料について、消費税の総額表示を行うこととした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

- 4 この条例の施行の際現に改正前の熊本県健康センター条例第8条の2の規定により管理を委託している熊本県健康センターについては、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）附則第2条に規定する日までの間は、なお従前の例によることとした。

◇熊本県環境センター条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県環境センターの管理に指定管理者制度の導入を図る等のために関係規定を整備することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の次に次の4条を加える改正規定（第4条に係る部分に限る。）は、3に規定する日から施行することとした。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の熊本県環境センター条例第8条の規定により管理を委託している熊本県環境センターの管理については、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）附則第2条に規定する日までの間は、なお従前の例によることとした。

◇熊本県鳥獣保護センター条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県鳥獣保護センターに指定管理者制度の導入を図る等のために関係規定を整備することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の熊本県鳥獣保護センター条例第4条の規定により管理を委託している熊本県鳥獣保護センターについては、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）附則第2条に規定する日までの間は、なお従前の例によることとした。
- 4 この条例第4条第1項については、前項に規定する日までは、第4条第1項中「火曜日（火曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条第1項又は第3項の規定により休日とされる日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後の休日以外の最初の日）」とあるのは「月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に定める国民の祝日に当たるときは、その翌日）」と読み替えるものとする事とした。

◇熊本県犯罪の起きにくい安全安心まちづくり条例

- 1 この条例は、犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくりを推進し、もってすべての県民が安全で安心して暮らすことができる社会を実現することを目的とする事とした。（第1条関係）
- 2 犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくりを推進していく上で、基本となる理念を定めるとともに、県、県民及び事業者の責務について規定することとした。（第2条関係—第5条関係）
- 3 県は、県民等及び市町村と連携し、及び協働して、犯罪の起きにくいまちづくりを推進するための体制を整備するものとする事とした。（第6条関係）
- 4 県は、県民等への広報その他の啓発活動を推進するとともに、防犯意識を高めるための施策を行うものとする事とした。（第7条関係）
- 5 県は、県民等の自主的な活動及び相互の連携が促進されるよう、必要な助言等の支援を行うとともに、地域における自主的な防犯活動を支える指導者の育成に努めるものとする事とした。また、県民等が地域における自主的な活動を推進できるように、必要な情報の提供を行うものとする事とした。（第8条関係—第9条関係）
- 6 県は、子どもが規範意識を持ち、健全な社会生活を営むことができるよう、家庭教育の充実のための啓発活動を推進するとともに、学校及び県民等と連携して、学校での教育活動及び地域での奉仕活動等を通じ、子どもの健全な育成を図り、非行の防止に努めるものとする事とした。（第10条関係）
- 7 県は、子どもが犯罪に遭わないようにするための安全教育の充実その他の安全の確保の施策を推進するものとする事とした。（第11条関係）
- 8 学校及び児童福祉施設（認可外保育所を含む。）の設置者等は、子どもの保護者、地域住民及び警察署長と連携し、及び協働して、学校等における子どもの安全の確保に努め、県は、学校等の設置者に対し、当該学校等における安全の確保のための情報の提供、助言その他の支援を行うものとする事とした。（第12条関係）
- 9 通学路、公園、広場等の設置者等、子どもの保護者、学校等の設置者等、地域住民及び警察署長は、相互に連携して、当該通学路等における子どもの安全の確保に努めるものとする事とした。（第13条関係）
- 10 県民は、通学路等において、子どもが危害を受けていると認められる場合又は危害を受けるおそれがあると認められる場合には、警察官への通報、避難誘導その他必要な処置を行うように努めるものとする事とした。（第13条第2項関係）
- 11 県は、高齢者、障害者等が犯罪に遭わないようにするため、防犯に関する学習の機会を充実させるとともに、高齢者、障害者等の日常生活の支援に関わる者に対する必要な情報の提供その他の支援を行うものとする事とした。（第14条関係）

- 係)
- 12 道路、公園、自動車駐車場、自転車駐車場又は共同住宅の設置者等は、防犯に配慮した構造又は設備を有し、管理を行う施設等の整備に努めるものとする。また、県は、施設等の設置者等に対し、必要な情報の提供、助言その他の支援を行う、防犯に配慮した施設等の普及の促進に努めるものとする。 (第15条関係)
 - 13 深夜営業店舗で小売業を営む者及び大規模小売店舗において事業を営む者等は、防犯に配慮した構造等を有し、防犯に配慮した管理を行う店舗の整備に努めるものとし、警察署長は、その管轄区域における前項に掲げる者に対し、犯罪の発生状況その他必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。 (第16条関係)
 - 14 県は、犯罪の起きにくいまちづくりの推進に顕著な功績があったと認められるものの表彰に努めるものとする。こととした。
 - 15 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県伝統工芸館条例の一部を改正する条例

- 1 伝統工芸館の管理に指定管理者制度の導入を図る等のために関係規定を整備することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、別表第2に備考を加える改正規定は、3に規定する日から施行することとした。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の熊本県伝統工芸館条例第9条の規定により管理を委託している伝統工芸館については、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）附則第2条に規定する日までの間は、なお従前の例によることとした。

◇熊本産業展示場条例の一部を改正する条例

- 1 産業展示場の管理に指定管理者制度の導入を図る等のために関係規定を整備することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、別表の改正規定は、
- 3に規定する日から施行することとした。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の熊本産業展示場条例第6条の規定により管理を委託している産業展示場については、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）附則第2条に規定する日までの間は、なお従前の例によることとした。
- 4 この条例第4条第1項の適用については、3に規定する日までは、第4条第1項中「無休」とあるのは「12月29日から翌年1月3日まで」と読み替えるものとする。こととした。

◇熊本県農業公園条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県農業公園の管理に指定管理者制度の導入を図るため、関係規定を整備することとした。 (第13条関係)
- 2 市町村合併による合志市が設置されるため、関係規定を整理することとした。
- 3 使用料金に係る消費税を総額表示することとした。
- 4 その他所要の改正を行うこととした。
- 5 公布の日から施行することとした。ただし、2の規定は、合志市設置の日から施行することとした。 (附則第1項関係)
- 6 この条例の施行の際現に改正前の熊本県農業公園条例第9条の規定により管理を委託している農業公園については、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）附則第2条に規定する日までの間は、なお従前の例によることとした。

◇熊本県公共育成牧場の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例

- 1 題名「熊本県公共育成牧場の設置、管理及び使用料に関する条例」を「熊本県公共育成牧場の設置、管理及び預託料に関する条例」に改めることとした。
- 2 熊本県西原公共育成牧場及び熊本県球磨公共育成牧場の管理に指定管理者制度の導入を図るため、関係規定を整備することとした。
- 3 熊本県阿蘇公共育成牧場を廃止することとした。
- 4 牧場の使用料を乳用牛又は肉用牛の預託料に改め、消費税を総額表示することとした。
- 5 その他所要の改正を行うこととした。
- 6 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、第2条の表中熊本県阿蘇公共育成牧場の項を削る改正規定は、平成18年4月1日から、題名、第1条及び第3条から第7条までの改正規定は、次項に規定する日から施行することとした。 (附則第1項関係)
- 7 この条例の施行の際現に改正前の熊本県公共育成牧場の設置、管理及び使用料に関する条例第8条の規定により管理を委託している牧場については、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）附則第2条に規定する日までの間は、なお従前の例によることとした。

- 8 第8条第1項の規定により牧場の管理を指定管理者に行わせる場合で、知事が特別な事情があると認めるときは、この改正条例の施行の日から平成22年3月31日までの間は、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例（平成16年条例第44号）第3条の規定にかかわらず、同条例第5条の規定により指定管理候補者の選定を行うことができることとした。
- 9 前項の規定による指定管理候補者の選定に当たっては、同条例第3条第1項各号の書類の提出を求め、同条例第4条各号の選定基準に照らし、総合的に判断するものとする。

◇熊本県阿蘇みんなの森条例の一部を改正する条例

- 1 阿蘇みんなの森に指定管理者制度を導入することに伴い、必要な規定を整備することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例に基づいて管理委託している熊本県阿蘇みんなの森については、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）附則第2条に規定する日までの間は、なお従前の例によることとした。

◇熊本県漁業経営構造改善協議会等設置条例を廃止する条例

- 1 熊本県漁業経営構造改善協議会等設置条例は、廃止することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県漁港管理条例の一部を改正する条例

- 1 樋合漁港漁港利用調整施設及び牛深漁港漁港浄化施設の管理に指定管理者制度を導入することに伴い、必要な規定を整備することとした。
- 2 使用料について、消費税の総額表示を行うこととした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 4 この条例の施行の際現に改正前の熊本県漁港管理条例第18条第2項の規定により管理を委託している牛深漁港漁港浄化施設及び樋合漁港漁港利用調整施設については、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）附則第2条に規定する日までの間は、なお従前の例によることとした。
- 5 改正後の別表第1、別表第2及び別表第3の規定は、この条例の施行の日以後の許可、届出又は承認に係る使用料又は土砂採取料について適用し、同日前の許可、届出又は承認に係る使用料又は土砂採取料は、なお従前の例によることとした。

◇熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例

- 1 港湾施設の一部の管理に指定管理者制度の導入を図るため、関係規定を整備することとした。
- 2 その他所定の改正を行うこととした。
- 3 使用料について、消費税の総額表示を行うこととした。
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 5 この条例の施行の際現に改正前の熊本県港湾管理条例第16条の規定により管理を委託している港湾の施設等については、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）附則第2条に規定する日までの間は、なお従前の例によることとした。

◇熊本県都市公園条例の一部を改正する条例

- 1 指定管理者制度の導入を図るため、関係規定を整備することとした。
- 2 使用料に係る消費税を総額表示とすることとした。
- 3 その他所要の改正を行うこととした。
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 5 この条例の施行の際現に改正前の熊本県都市公園条例第16条の規定により管理を委託している都市公園の管理については、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）附則第2条に規定する日までの間は、なお従前の例によることとした。

◇熊本県流域下水道条例の一部を改正する条例

- 1 流域下水道に接続する公共下水道の処理区域の存する市町村が市町村合併をすることに伴い、関係規定を整理することとした。
- 2 流域下水道の管理に指定管理者制度を導入することに伴い、関係規定を整備することとした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、第2条の改正規定中、八代市の設置に伴う規定は八代市の設置の日から、氷川町の設置に伴う規定は氷川町の設置の日から、合志市の設置に伴う規定は合志市の設置の日から施行することとした。
- 4 この条例の施行の際現に熊本県流域下水道条例第3条の規定により管理を委託している流域下水道については、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）附則第2条に規定する日までの間は、なお従前の例によることとした。

◇熊本県営住宅条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県営住宅等の管理に指定管理者制度の導入を図るため、関係規定を整備することとした。
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 公布の日から施行することとした。ただし、第33条の改正規定は、平成18年4月1日から施行することとした。
- 4 この条例の施行の際現に改正前の熊本県営住宅条例第35条（第36条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき管理に関する事務を委託している県営住宅及び共同施設並びに県営改良住宅及び地区施設については、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）附則第2条に規定する日までの間は、なお従前の例によることとした。

◇熊本県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 阿蘇車帰風力発電所の設置に伴う関係規定の整備を行うこととした。
- 2 八代市、八代郡坂本村、同郡千丁町、同郡鏡町、同郡東陽村及び同郡泉村が廃し、八代市が設置されること等に伴う関係規定の整理を行うこととした。
- 3 この条例は、平成17年10月1日から施行することとした。ただし、2の改正規定は、八代市、八代郡坂本村、同郡千丁町、同郡鏡町、同郡東陽村及び同郡泉村を廃し、その区域をもって八代市を設置する処分が効力を生ずる日から施行することとした。

◇熊本県立総合体育館条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県立総合体育館の管理に指定管理者制度を導入するため、関係規定を整備することとした。
- 2 使用料に係る消費税を総額表示するため、関係規定を整備することとした。
- 3 その他所要の改正を行うこととした。
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 5 この条例の施行の際現に改正前の熊本県立総合体育館条例第8条の規定により管理を委託している熊本県立総合体育館の管理については、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）附則第2条に規定する日までの間は、なお従前の例によることとした。

◇藤崎台県営野球場条例の一部を改正する条例

- 1 藤崎台県営野球場の管理に指定管理者制度を導入するため、関係規定を整備することとした。
- 2 使用料に係る消費税を総額表示するため、関係規定を整備することとした。
- 3 その他所要の改正を行うこととした。
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 5 この条例の施行の際現に改正前の藤崎台県営野球場条例第9条の規定により管理を委託している藤崎台県営野球場の管理については、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）附則第2条に規定する日までの間は、なお従前の例によることとした。

◇熊本武道館条例の一部を改正する条例

- 1 熊本武道館の管理に指定管理者制度を導入するため、関係規定を整備することとした。
- 2 使用料に係る消費税を総額表示するため、関係規定を整備することとした。
- 3 その他所要の改正を行うこととした。
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 5 この条例の施行の際現に改正前の熊本武道館条例第9条の規定により管理を委託している熊本武道館の管理については、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）附則第2条に規定する日までの間は、なお従前の例によることとした。

◇熊本県総合射撃場条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県総合射撃場の管理に指定管理者制度を導入するため、関係規定を整備することとした。
- 2 使用料に係る消費税を総額表示するため、関係規定を整備することとした。
- 3 その他所要の改正を行うこととした。
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 5 この条例の施行の際現に改正前の熊本県総合射撃場条例第8条の規定により管理を委託している熊本県総合射撃場の管理については、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）附則第2条に規定する日までの間は、なお従前の例によることとした。

◇熊本県立学校体育施設の使用に関する条例の一部を改正する条例

- 1 使用料に係る消費税を総額表示するため、関係規定の整理を行うこととした。

- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇ 熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

- 1 平成17年8月1日、八代市、八代郡坂本村、同郡千丁町、同郡鏡町、同郡東陽村及び同郡泉村が合併し、八代市（やつしろし）が設置されることから、熊本県八代警察署の位置及び管轄区域の表記並びに熊本県宮原警察署の管轄区域の表記を変更することとした。
- 2 平成17年10月1日、八代郡竜北町及び同郡宮原町が合併し、八代郡氷川町（ひかわちょう）が設置されることから、熊本県宮原警察署の名称を熊本県氷川警察署に変更し、同署の位置及び管轄区域の表記を変更するとともに、熊本県八代警察署の管轄区域の表記を変更することとした。
- 3 平成17年10月3日、玉名市、玉名郡岱明町、同郡横島町及び同郡天水町が合併し、玉名市（たまなし）が設置されることから、熊本県玉名警察署の位置及び管轄区域の表記を変更することとした。
- 4 平成18年3月1日、玉名郡菊水町及び同郡三加和町が合併し、玉名郡和水町（なごみまち）が設置されることから、熊本県玉名警察署の管轄区域の表記を変更することとした。
- 5 施行日等
 - (1) 第1条中別表熊本県八代警察署の項及び熊本県宮原警察署の項の改正規定八代市、八代郡坂本村、同郡千丁町、同郡鏡町、同郡東陽村及び同郡泉村を廃し、その区域をもって八代市を設置する処分が効力を生ずる日
 - (2) 第2条中別表熊本県八代警察署の項及び熊本県宮原警察署の項の改正規定八代郡竜北町及び同郡宮原町を廃し、その区域をもって八代郡氷川町を設置する処分が効力を生ずる日
 - (3) 第1条中別表熊本県玉名警察署の項の改正規定玉名市、玉名郡岱明町、同郡横島町及び同郡天水町を廃し、その区域をもって玉名市を設置する処分が効力を生ずる日
 - (4) 第2条中別表熊本県玉名警察署の項の改正規定玉名郡菊水町及び同郡三加和町を廃し、その区域をもって玉名郡和水町を設置する処分が効力を生ずる日

条 例

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第36号

- 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 第1条 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年熊本県条例第58号）の一部を次のように改正する。
- 別表第11号事務の欄中「第31条の2第2項第13号ハ及び第14号二」を「第31条の2第2項第14号ハ及び第15号二」に改める。
- 第2条 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。
- 別表第2号市町村等の欄中「、千丁町」、「、東陽村、泉村」及び「、鏡町」を削り、同表第6号市町村等の欄、第9号市町村等の欄及び第13号市町村等の欄中「、鏡町」を削り、同表第40号市町村等の欄中「、千丁町、鏡町」を削る。
- 第3条 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。
- 別表第2号市町村等の欄中「、宮原町」を削り、同表第40号市町村等の欄中「竜北町、宮原町」を「氷川町」に改める。
- 第4条 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。
- 別表第2号市町村等の欄中「、岱明町、横島町」を削り、「、岱明町、長洲町」を「、長洲町」に改め、同表第6号市町村等の欄中「、岱明町、横島町」を削り、同表第9号市町村等の欄及び第13号市町村等の欄中「、岱明町」を削り、同表第40号市町村等の欄中「、岱明町、横島町、天水町」を削る。
- 第5条 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。
- 別表第2号市町村等の欄中「、合志町、西合志町」を削り、同表第7号市町村等の欄中「菊池市、大津町、菊陽町、合志町、西合志町、本渡市、牛深市、上天草市」を「本渡市、牛深市、菊池市、上天草市、合志市、大津町、菊陽町」に改め、同表第9号市町村等の欄及び第13号市町村等の欄中「、合志町、西合志町」を削り、同表第14号市町

村等の欄中「菊池市、大津町、菊陽町、合志町、西合志町、本渡市、牛深市、上天草市」を「本渡市、牛深市、菊池市、上天草市、合志市、大津町、菊陽町」に改め、同表第40号市町村等の欄中「宇城市」の次に「、合志市」を加え、「、合志町、西合志町」を削る。第6条 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第2号市町村等の欄中「、五木村、有明町及び御所浦町」を「及び五木村」に改め、同表第6号市町村等の欄中「本渡市、牛深市」を「天草市」に改め、「、有明町、御所浦町、倉岳町、栖本町、新和町、五和町」及び「、天草町、河浦町」を削り、同表第7号市町村等の欄及び第14号市町村等の欄中「本渡市、牛深市、菊池市、上天草市、合志市、大津町、菊陽町、有明町、御所浦町、倉岳町、栖本町、新和町、五和町、苓北町、天草町及び河浦町」を「天草市、菊池市、上天草市、合志市、大津町、菊陽町及び苓北町」に改め、同表第34号市町村等の欄中「牛深市」を「天草市」に改め、「、有明町、五和町」及び「、天草町」を削り、同表第40号市町村等の欄中「本渡市」を「天草市」に改め、「、五和町」を削る。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定 公布の日
- (2) 第2条の規定 八代市、八代郡坂本村、同郡千丁町、同郡鏡町、同郡東陽村及び同郡泉村を廃し、その区域をもって八代市を設置する処分が効力を生ずる日
- (3) 第3条の規定 八代郡竜北町及び同郡宮原町を廃し、その区域をもって氷川町を設置する処分が効力を生ずる日
- (4) 第4条の規定 玉名市、玉名郡岱明町、同郡横島町及び同郡天水町を廃し、その区域をもって玉名市を設置する処分が効力を生ずる日
- (5) 第5条の規定 菊池郡合志町及び同郡西合志町を廃し、その区域をもって合志市を設置する処分が効力を生ずる日
- (6) 第6条の規定 平成18年3月27日

熊本県公立大学法人評価委員会条例をここに公布する。

平成17年7月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第37号

熊本県公立大学法人評価委員会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条第3項の規定に基づき、同条第1項の規定により設置する熊本県公立大学法人評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び委員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、経営又は教育研究に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会の会議の議長となる。

3 委員会は、委員及び議事に関係する臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

4 委員会の議事は、出席した委員及び議事に関係する臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部において処理する。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第38号

熊本県手数料条例の一部を改正する条例

熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第194号中「第52条第9項、第10項又は第13項」を「第52条第10項、第11項又は第14項」に改め、同項第196号中「第57条の2第3項」を「第57条の5第3項」に改め、同項第200号の次に次の3号を加える。

(200)の2 建築基準法第57条の2第1項の規定に基づく2以上の敷地における建築物の特別な容積率の限度の指定の申請に対する審査
特例容積率適用地区内の建築物の容積率の特例指定申請手数料
ア 敷地の数が2である場合 78,000円
イ 敷地の数が3以上である場合 78,000円に2を超える敷地の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額

(200)の3 建築基準法第57条の3第1項の規定に基づく建築物の特別な容積率の限度の指定の取消しの申請に対する審査
特例容積率適用地区内の建築物の容積率の特例指定の取消申請手数料 6,400円に特例容積率指定の敷地の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額

(200)の4 建築基準法第57条の4第1項の規定に基づく建築物の高さの最高限度の制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査
特例容積率適用地区内の建築物の高さの最高限度の制限の適用除外に係る許可申請手数料 160,000円

第2条第1項第203号の次に次の4号を加える。

(203)の5 建築基準法第68条第1項第2号の規定に基づく建築物の高さの最高限度又は最低限度の制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査
景観地区内の建築物の高さの最高限度又は最低限度の制限の適用除外に係る許可申請手数料 160,000円

(203)の6 建築基準法第68条第2項第2号の規定に基づく建築物の壁面の位置の制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査
景観地区内の建築物の壁面の位置の制限の適用除外に係る許可申請手数料 160,000円

(203)の7 建築基準法第68条第3項第2号の規定に基づく建築物の敷地面積の最低限度の制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査
景観地区内の建築物の敷地面積の最低限度の制限の適用除外に係る許可申請手数料 160,000円

(203)の8 建築基準法第68条第5項の規定に基づく建築物の各部分の高さの制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査
景観地区内の建築物の各部分の高さの制限の適用除外に係る認定申請手数料 27,000円

第2条第1項第211号中「第85条第4項」を「第85条第5項」に改め、同項第212号中「複数建築物」を「一の敷地とみなすこと等による1又は2以上の建築物」に改め、「総合的設計による」を削り、「2である場合」を「1である場合」に、「78,000円」を「50,000円」に、「3以上である場合」を「2以上である場合」に、「2を超える建築物」を「1を超える建築物」に改め、同項第213号の2中「複数建築物」を「一の敷地とみなすこと等による1又は2以上の建築物」に改め、「総合的設計による」を削り、「2である場合」を「1である場合」に、「220,000円」を「192,000円」に、「3以上である場合」を「2以上である場合」に、「2を超える建築物」を「1を超える建築物」に改め、同項第216号の次に次の2号を加える。

(216)の2 建築基準法第86条の8第1項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る特例の認定の申請に対する審査
既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限緩和に係る特例認定申請手数料 27,000円

(216)の3 建築基準法第86条の8第3項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る特例の認定変更の申請に対する審査
既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限緩和に係る特例認定変更申請手数料 27,000円

第2条第1項第349号中「第31条の2第2項第13号ハ」を「第31条の2第2項第14号ハ」に、「第62条の3第4項第13号ハ」を「第62条の3第4項第14号ハ」に改め、同項第350号中「第31条の2第2項第14号ニ」を「第31条の2第2項第15号ニ」に、「第62条の3第4項第14号ニ」を「第62条の3第4項第15号ニ」に改め、同項第354号中「第20条の2第9項」を「第20条の2第11項」に、「第38条の4第19項」を「第38条の4第21項」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 熊本県収入証紙条例（昭和39年熊本県条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1手数料の項第191号の次に次の3号を加える。

- 191の2 特例容積率適用地区内の建築物の容積率の特例指定申請手数料
- 191の3 特例容積率適用地区内の建築物の容積率の特例指定の取消申請手数料
- 191の4 特例容積率適用地区内の建築物の高さの最高限度の制限の適用除外に係る許可申請手数料

別表第1手数料の項第194号の4の次に次の4号を加える。

- 194の5 景観地区内の建築物の高さの最高限度又は最低限度の制限の適用除外に係る許可申請手数料
- 194の6 景観地区内の建築物の壁面の位置の制限の適用除外に係る許可申請手数料
- 194の7 景観地区内の建築物の敷地面積の最低限度の制限の適用除外に係る許可申請手数料
- 194の8 景観地区内の建築物の各部分の高さの制限の適用除外に係る認定申請手数料

別表第1手数料の項第203号及び第204号の2中「総合的設計による」を削り、同項第207号の次に次の2号を加える。

- 207の2 既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限緩和に係る特例認定申請手数料
- 207の3 既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限緩和に係る特例認定変更申請手数料

熊本県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成17年7月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第39号

熊本県税条例の一部を改正する条例

熊本県税条例（昭和29年熊本県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第31条の3第3項中「で定める」を「第2条の3第1項に規定する」に改め、同条第4項中「省令で」を「省令第2条の3第2項の」に改める。

第37条第4項中「で定める」を「第8条の5に規定する」に改める。

第38条の20中「で定める場合」を「第9条の20第1項各号に掲げる場合」に、「施行令で定める日」を「当該各号に規定する日」に改める。

第39条第5項中「第72条の2第7項の各号」を「第72条の2第7項各号」に改め、同条第6項中「第72条の2第8項の各号」を「第72条の2第8項各号」に、「政令で定める」を「施行令第11条に規定する」に改め、同条第7項中「第72条の2第9項の各号」を「第72条の2第9項各号」に改める。

第47条第2項中「省令で」を「省令第7条第1項の」に改め、同条第4項中「行なう」を「行う」に、「で定める」を「第35条の4に規定する」に、「本節」を「この節」に改め、同条第6項中「省令で」を「省令第7条の2の」に改める。

第49条第9項中「で定める」を「第36条の2の4に規定する」に改める。

第52条第1項中「、施行令で定める」を「、施行令第37条の16各号に規定する」に、「で施行令で定める」を「で施行令第37条の17に規定する」に改め、同条第3項中「で定める」を「第37条の18に規定する」に改める。

第59条第1項各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に、「で定める住宅」を「第39条の2の4第1項各号に規定する住宅」に、「施行令で定めるもの」を「同条第2項に規定するもの」に改め、同項第4号中「で定める」を「第39条の3各号に規定する」に改め、同条第4項中「施行令で定める」を「施行令第39条の3の3に規定する」に改め、同条第5項中「施行令で」を「施行令第39条の3の2の」に改める。

第64条の3第3項中「施行令に」を「施行令第39条の9の」に改める。

第66条の2第1項中「に定める申告書」を「第16号様式による申告書」に、「に定める書類並びに」を「第16号の5様式による書類並びに」に、「に定める書類を」を「第16号の2様式による書類を」に改め、同条第4項中「に定める申告書」を「第16号の7様式による申告書」に、「に定める書類」を「第16号の5様式による書類」に改める。

第104条第4項を次のように改める。

4 第1項の賦課期日後に、その主たる定置場が県内から他の都道府県に、若しくは他の都道府県から県内に変更された場合又は自動車の所有者の変更があった場合においては、当該年度の末日に当該変更があったものとみなして、同項及び第2項の規定を適用する。ただし、自動車の所有者の変更があった場合でこれらの所有者のいずれかがこの項以外の法令の規定に基づき当該自動車に対して自動車税を課されないときは、この限りでない。

第105条第3項中「、第12条（自動車の使用の本拠の位置が1の道府県から他の道府県に変更された場合に限る。以下同じ。）」を削り、同条第4項中「、第12条」を削る。

第106条第1項中「第12条」を「第12条（自動車の使用の本拠の位置が1の道府県から他の道府県に変更された場合に限る。次項において同じ。）」に、「で定める様式」を「第16号の9様式」に改め、同条第2項中「で定める様式」を「第16号の9様式」に改める。

第129条の4第2項中「本条」を「この条」に改め、同項第3号中「負担附贈与」を「負担付贈与」に、「民法第1002条の負担附遺贈」を「同法第1002条第1項の負担付遺贈」に改める。

第129条の8及び第129条の9中「で定める様式」を「第16号の9様式」に改める。

附則第9条第1項中「する自動車で省令で定める」を「する自動車で省令附則第5条第1項に規定する」に、「省令で定めるもの、専らメタノール」を「同条第2項に規定するもの、専らメタノール」に、「省令で定めるもの及び」を「同条第3項に規定するもの及び」に、「省令で定めるものを」を「同条第4項に規定するものを」に、「省令で定めるもの（」を「同条第3項に規定するもの（」に改め、同条第2項中「で定める基準」を「附則第10条の2第1項に規定する基準」に、「で定める許容限度」を「附則第5条の2第1項各号に規定する許容限度」に、「省令で定めるもの」を「同条第2項に規定するもの」に改め、同条第4項中「で定める」を「附則第5条の2第6項に規定する」に改め、同条第6項中「で定める」を「附則第5条の2第9項に規定する」に改める。

附則第12条第2項中「する自動車で省令で定める」を「する自動車で省令附則第12条第1項に規定する」に、「用いる自動車で省令で定めるものの取得、専ら」を「用いる自動車で同条第2項に規定するものの取得又は専ら」に、「混合物で省令で定める」を「混合物で同条第3項に規定する」に、「自動車で、省令で定める」を「自動車で、同条第4項に規定する」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「の省令で定める」を「の省令附則第12条の2第1項に規定する」に、「第2条第10項」を「第2条第14項」に、「で省令で定める」を「で省令附則第12条の2第2項に規定する」に改め、同項第1号中「で定める」を「附則第12条の2第3項に規定する」に改め、同条第5項中「で定める」を「附則第12条の2の2第4項各号に掲げる」に改め、同条第8項中「施行令で定めるものの取得（」を「バス、トラックその他省令附則第12条の2の3第5項に規定するものの取得（第2項、」に、「平成16年4月1日から平成17年9月30日まで」を「平成17年10月1日から平成18年3月31日まで」に、「次の各号に掲げる自動車の区分に応じ当該各号に定める率をそれぞれ」を「100分の1を」に改め、同項各号を削る。

附則に次の1条を加える。

（個人の県民税の均等割の税率の特例）

第19条 平成18年度分の個人の県民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者（地方税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第5号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）の施行地に住所を有しない者を除く。）に係る第31条の規定の適用については、同条中「1,000円」とあるのは、「300円」とする。

2 平成19年度分の個人の県民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者（新法の施行地に住所を有しない者を除く。）に係る第31条の規定の適用については、同条中「1,000円」とあるのは、「600円」とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）第31条の3第3項及び第4項、第37条第4項、第38条の20、第39条第5項から第7項まで、第47条第2項、第4項及び第6項、第49条第9項、第52条第1項及び第3項、第59条第1項、第4項及び第5項、第64条の3第3項、第66条の2第1項及び第4項、第106条第1項及び第2項、第129条の4第2項、第129条の8、第129条の9、附則第9条第1項、第2項、第4項及び第6項並びに附則第12条第2項、第3項、第5項及び第7項の改正規定 公布の日

（2）附則第12条第8項の改正規定 平成17年10月1日

（3）附則に次の1条を加える改正規定及び附則第4項の規定 平成18年1月1日

（自動車税に関する経過措置）

2 改正後の熊本県税条例（以下「新条例」という。）第104条第4項、第105条第3項及び第4項の規定は、平成18年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成17年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

3 新条例附則第12条第8項の規定は、平成17年10月1日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前に行った改正前の熊本県税条例附則第12条第8項に規定する自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（熊本県水とみどりの森づくり税条例の一部改正）

4 熊本県水とみどりの森づくり税条例（平成17年熊本県条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第4項を附則第6項とし、附則第3項を附則第5項とし、附則第2項の次に次の

- 2 項を加える。
- 3 平成18年度分の個人の県民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者（地方税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第5号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）の施行地に住所を有しない者を除く。）に係る第2条の規定の適用については、同条中「第31条」とあるのは、「附則第19条第1項」とする。
- 4 平成19年度分の個人の県民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者（新法の施行地に住所を有しない者を除く。）に係る第2条の規定の適用については、同条中「第31条」とあるのは、「附則第19条第2項」とする。

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成17年7月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第40号

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例

- 熊本県税特別措置条例（昭和39年熊本県条例第5号）の一部を次のように改正する。
- 第1条中「、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第13条に規定する基盤整備計画に係る特定農山村地域（以下「特定農山村地域」という。）内において、同法第7条の認定に係る事業計画に従って同法第2条第3項第2号に規定する農林業等活性化基盤施設を設置した者」を削る。
- 第4条の8から第4条の11までを次のように改める。
- 第4条の8から第4条の11まで 削除
- 第6条から第8条までの規定中「、第4条の9」を削る。
- 附則第2項中「、第4条の9第1項第1号」を削る。
- 附 則
この条例は、公布の日から施行する。

熊本縣市町村合併推進審議会条例をここに公布する。
平成17年7月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第41号

熊本縣市町村合併推進審議会条例

- （趣旨）
- 第1条 市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第60条第3項の規定に基づき、同条第1項の規定により設置する熊本縣市町村合併推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
- （組織）
- 第2条 審議会は、委員15名以内で組織する。
- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、知事が任命する。
- （1）市町村の長
 - （2）市町村の議会の議員
 - （3）学識経験を有する者
 - （4）前3号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者
- （委員の任期）
- 第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。
- （会長）
- 第4条 審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
 - 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- （議事）
- 第5条 審議会は、会長が招集する。
- 2 会長は、審議会の議長となる。
 - 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
 - 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- （庶務）
- 第6条 審議会の庶務は、総務部において処理する。
- （雑則）
- 第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。
- 附 則
- 1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成22年3月31日限り、その効力を失う。

八代市、氷川町、玉名市、合志市、和水町及び天草市の設置に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成17年7月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第42号

八代市、氷川町、玉名市、合志市、和水町及び天草市の設置に伴う関係条例の整理に関する条例

(熊本県家畜保健衛生所条例の一部改正)

第1条 熊本県家畜保健衛生所条例(昭和25年熊本県条例第16号)の一部を次のように改正する。

別表熊本県城北家畜保健衛生所の項中「菊池市」の次に「、合志市」を加える。

第2条 熊本県家畜保健衛生所条例の一部を次のように改正する。

別表熊本県天草家畜保健衛生所の項位置の欄中「本渡市」を「天草市」に改め、同項管轄区域の欄中「本渡市、牛深市」を「天草市」に改める。

(熊本県福祉事務所設置条例の一部改正)

第3条 熊本県福祉事務所設置条例(昭和26年熊本県条例第61号)の一部を次のように改正する。

第2条の表熊本県天草福祉事務所の項中「本渡市」を「天草市」に改める。

(熊本県立学校条例の一部改正)

第4条 熊本県立学校条例(昭和39年熊本県条例第43号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「八代郡鏡町」及び「八代郡泉村」を「八代市」に改める。

第5条 熊本県立学校条例の一部を次のように改正する。

第2条の表中「玉名郡岱明町」を「玉名市」に改める。

第6条 熊本県立学校条例の一部を次のように改正する。

第2条の表中「菊池郡西合志町」を「合志市」に改める。

第7条 熊本県立学校条例の一部を次のように改正する。

第2条の表中「本渡市」、「天草郡天草町」、「天草郡有明町」、「天草郡倉岳町」、「牛深市」及び「天草郡河浦町」を「天草市」に改める。

(熊本県保健所条例の一部改正)

第8条 熊本県保健所条例(昭和39年熊本県条例第46号)の一部を次のように改正する。

別表中

菊池市
菊池郡

 を

菊池市
合志市
菊池郡

 に改める。

第9条 熊本県保健所条例の一部を次のように改正する。

別表中

本渡市	本渡市
	牛深市
	上天草市
	天草郡

 を

天草市	天草市
	上天草市
	天草郡

 に改める。

(熊本県児童相談所条例の一部改正)

第10条 熊本県児童相談所条例(昭和39年熊本県条例第50号)の一部を次のように改正する。

第2条の表熊本県中央児童相談所の項管轄区域の欄中「阿蘇市」の次に「、合志市」を加える。

第11条 熊本県児童相談所条例の一部を次のように改正する。

第2条の表熊本県中央児童相談所の項管轄区域の欄中「本渡市、牛深市」を「天草市」に改める。

(熊本県屋外広告物条例の一部改正)

第12条 熊本県屋外広告物条例(昭和39年熊本県条例第66号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「千丁町、鏡町、」を削り、「多良木町、湯前町、あさぎり町」を「あさぎり町、多良木町、湯前町」に改める。

第13条 熊本県屋外広告物条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「竜北町、宮原町」を「氷川町」に改める。

第14条 熊本県屋外広告物条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「岱明町、」を削る。

第15条 熊本県屋外広告物条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、合志町、西合志町」を削る。

第16条 熊本県屋外広告物条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「五和町、」を削る。

(熊本県病虫害防除所等に関する条例の一部改正)

第17条 熊本県病害虫防除所等に関する条例（昭和47年熊本県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「菊池郡合志町」を「合志市」に改める。

（水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例の一部改正）

第18条 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例（昭和47年熊本県条例第63号）の一部を次のように改正する。

別表第1球磨川水域の項中「／左岸 八代市豊原上町字河平3008番の1地先／右岸 八代郡坂本村西部イ字古宮2985番の3地先／」を「球磨川河口より上流9.060Km地点」に改め、同表八代地先水域の項中「八代郡鏡町大字北新地字八番割1600番地先」を「北新地第2号樋門地先」に、「八代市日奈久新開町字塘添117番地先」を「明治新田水門地先」に改める。

第19条 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例の一部を次のように改正する。

別表第1有明北部水域の項中「荒尾市」の次に「、玉名市（旧玉名郡岱明町に限る。）及び」を加え、「及び同郡岱明町」を削り、「玉名郡岱明町大字高道字大相3121番地先」を「大相樋門地先」に改め、同表菊池川水域の項中「玉名市、山鹿市」を「玉名市（旧玉名郡岱明町を除く。）、山鹿市」に改め、「玉名郡横島町、同郡天水町、同郡玉東町」を「玉名郡玉東町」に改め、「玉名市大字滑石字共和開4453番の2地先」を「共和排水機場地先」に改める。

第20条 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例の一部を次のように改正する。

別表第1熊本都市圏水域の項中「菊池郡合志町、同郡西合志町、同郡菊陽町」を「合志市、菊池郡菊陽町」に改め、同表菊池川水域の項中「阿蘇市」の次に「、合志市」を加え、「、同郡菊陽町、同郡合志町及び同郡西合志町」を「及び同郡菊陽町」に改める。

第21条 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例の一部を次のように改正する。

別表第1菊池川水域の項中「、同郡菊水町及び同郡三加和町」を「及び同郡和水町」に改める。

（熊本県食肉衛生検査所設置条例の一部改正）

第22条 熊本県食肉衛生検査所設置条例（昭和48年熊本県条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表中「、菊池郡のうち、合志町及び西合志町」を「及び合志市」に改める。

（熊本県立農業大学校条例の一部改正）

第23条 熊本県立農業大学校条例（昭和57年熊本県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条中「菊池郡合志町」を「合志市」に改める。

（熊本県農業研究センター条例の一部改正）

第24条 熊本県農業研究センター条例（平成元年熊本県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「菊池郡合志町」を「合志市」に改める。

（熊本県幹線道路整備基金条例の一部改正）

第25条 熊本県幹線道路整備基金条例（平成3年熊本県条例第39号）の一部を次のように改正する。

第6条の表中「本渡市」を「天草市」に改め、「上天草市 有明町」を「上天草市」に改める。

（熊本県地域振興局設置条例の一部改正）

第26条 熊本県地域振興局設置条例（平成10年熊本県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条の表熊本県菊池地域振興局の項所管区域の欄中「菊池市」の次に「、合志市」を加える。

第27条 熊本県地域振興局設置条例の一部を次のように改正する。

第2条の表熊本県天草地域振興局の項位置の欄中「本渡市」を「天草市」に改め、同項所管区域の欄中「本渡市、牛深市」を「天草市」に改める。

（熊本県天草飛行場条例の一部改正）

第28条 熊本県天草飛行場条例（平成11年熊本県条例第56号）の一部を次のように改正する。

第2条中「天草郡五和町」を「天草市」に改める。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第4条、第12条及び第18条の規定 八代市、八代郡坂本村、同郡千丁町、同郡鏡町、同郡東陽村及び同郡泉村を廃し、その区域をもって八代市を設置する処分が効力を生ずる日
- (2) 第13条の規定 八代郡竜北町及び同郡宮原町を廃し、その区域をもって氷川町を設置する処分が効力を生ずる日
- (3) 第5条、第14条及び第19条の規定 玉名市、玉名郡岱明町、同郡横島町及び同郡天水町を廃し、その区域をもって玉名市を設置する処分が効力を生ずる日
- (4) 第1条、第6条、第8条、第10条、第15条、第17条、第20条、第22条から第24条まで及び第26条の規定 菊池郡合志町及び同郡西合志町を廃し、その区域を

- もって合志市を設置する処分が効力を生ずる日
- (5) 第21条の規定 玉名郡菊水町及び同郡三加和町を廃し、その区域をもって和水町を設置する処分が効力を生ずる日
- (6) 第2条、第3条、第7条、第9条、第11条、第16条、第25条、第27条及び第28条の規定 平成18年3月27日

熊本県立劇場条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成17年7月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第43号

熊本県立劇場条例の一部を改正する条例

熊本県立劇場条例（昭和57年熊本県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第10条の見出しを「(委任)」に改め、同条中「知事が」を「規則で」に改め、同条を第16条とする。

第9条を削り、第8条中「施設等」を「施設又は設備」に改め、同条を第15条とする。
第7条を第10条とし、同条の次に次の4条を加える。

(指定管理者による管理)

第11条 県立劇場の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により県立劇場の管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、県立劇場の休館日を変更し、若しくは別に定め、又は開館時間を変更することができる。

3 第1項の規定により県立劇場の管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条から第8条までの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定により県立劇場の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が県立劇場の管理を行うこととされた期間前にされた第6条第1項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

5 第1項の規定により県立劇場の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が県立劇場の管理を行うこととされた期間前に第6条第1項（第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

(指定管理者が行う業務)

第12条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第3条各号に掲げる業務

(2) 県立劇場の使用の許可に関する業務

(3) 県立劇場の施設等の維持及び修繕に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が県立劇場の管理上必要と認める業務

(利用料金)

第13条 第9条第1項の規定にかかわらず、県立劇場の管理を指定管理者に行わせる場合には、前条各号に掲げる業務のほか、当該指定管理者に県立劇場の施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を収受させることができる。

2 利用料金の額は、別表に定める額に1.3を乗じて得た額を上限として、指定管理者が知事の承認を得て定める額とする。

3 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準により、利用料金の減免又は還付をすることができる。

(原状回復義務)

第14条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった県立劇場の施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。

第6条第1項中「の1の表及び別表の2の表情報回廊の項に定める額に100分の105を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）並びに別表の2の表駐車場の項」を削り、同条を第9条とする。

第5条中「前条第1項」を「第6条第1項」に、「前条第2項」を「第6条第2項」に改め、同条を第8条とする。

第4条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

(使用の許可の基準)

第7条 知事は、前条第1項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可をしないことができる。

(1) 県立劇場における公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(2) 県立劇場の施設又は設備をき損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) その他使用させることが県立劇場の管理上支障があると認められるとき。

第3条の次に次の2条を加える。

(休館日)

第4条 県立劇場の休館日は、12月29日から翌年1月3日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるときは、同項の休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。

(開館時間)

第5条 県立劇場の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるときは、同項の開館時間を変更することができる。

別表を次のように改める。

別表(第9条、第13条関係)

1 コンサートホール等使用料

区分			金額					
			午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
コンサートホール	平日	入場料を徴収しない場合及び最高額が1,000円以下の入場料を徴収する場合	37,800円	75,600円	94,500円	113,400円	150,150円	187,950円
		最高額が1,000円を超え2,000円以下の入場料を徴収する場合	56,700円	113,400円	140,700円	169,050円	225,750円	281,400円
		最高額が2,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収する場合	64,050円	127,050円	159,600円	191,100円	254,100円	318,150円
		最高額が3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収する場合	70,350円	140,700円	176,400円	212,100円	283,500円	353,850円
		最高額が5,000円を	75,600円	151,200円	189,000円	226,800円	302,400円	378,000円

	超える入場料を徴収する場合						
土曜日、日曜日及び休日	入場料を徴収しない場合及び最高額が1,000円以下の入場料を徴収する場合	45,150円	90,300円	113,400円	136,500円	181,650円	226,800円
	最高額が1,000円を超え2,000円以下の入場料を徴収する場合	68,250円	135,450円	170,100円	203,700円	269,850円	338,100円
	最高額が2,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収する場合	76,650円	152,250円	191,100円	228,900円	304,500円	381,150円
	最高額が3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収する場合	85,050円	170,100円	212,100円	254,100円	339,150円	424,200円
	最高額が5,000円を超える入場料を徴収する場合	90,720円	181,440円	226,800円	272,160円	362,880円	453,600円

演劇ホー ル	平日	合						
		入場料を 徴収しな い場合及 び最高額 が1,000円 以下の入 場料を徴 収する場 合	32,550円	64,050円	79,800円	95,550円	127,050円	159,600円
		最高額が 1,000円を 超え2,000 円以下の 入場料を 徴収する 場合	47,250円	95,550円	119,700円	142,800円	192,150円	239,400円
		最高額が 2,000円を 超え3,000 円以下の 入場料を 徴収する 場合	54,600円	107,100円	135,450円	161,700円	215,250円	268,800円
		最高額が 3,000円を 超え5,000 円以下の 入場料を 徴収する 場合	59,850円	119,700円	150,150円	180,600円	240,450円	300,300円
		最高額が 5,000円を 超える入 場料を徴 収する場 合	65,100円	130,200円	162,750円	195,300円	260,400円	325,500円
	土曜日、 日曜日及	入場料を 徴収しな	37,800円	76,650円	95,550円	115,500円	153,300円	192,150円

び休日	い場合及び最高額が1,000円以下の入場料を徴収する場合						
	最高額が1,000円を超え2,000円以下の入場料を徴収する場合	57,750円	114,450円	142,800円	172,200円	228,900円	286,650円
	最高額が2,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収する場合	65,100円	129,150円	161,700円	194,250円	258,300円	323,400円
	最高額が3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収する場合	71,400円	144,900円	180,600円	216,300円	288,750円	360,150円
	最高額が5,000円を超える入場料を徴収する場合	78,120円	156,240円	195,300円	234,360円	312,480円	390,600円
大会議室	21,000円	23,100円	44,100円	25,200円	48,300円	69,300円	
中会議室	3,150円	3,470円	6,620円	3,780円	7,250円	10,400円	
小会議室	2,100円	2,310円	4,410円	2,520円	4,830円	6,930円	
和室	4,200円	4,620円	8,820円	5,040円	9,660円	13,860円	
音楽リハーサル室	6,300円	6,930円	13,230円	7,560円	14,490円	20,790円	
演劇リハーサル室	6,300円	6,930円	13,230円	7,560円	14,490円	20,790円	

第1練習室(219平方メートル)	4,200円	4,620円	8,820円	5,040円	9,660円	13,860円
第2練習室(167平方メートル)及び第3練習室(169平方メートル)	2,630円	2,940円	5,570円	3,150円	6,090円	8,720円
第1楽屋、第2楽屋、第3楽屋、第4楽屋及び第5楽屋	2,100円	2,310円	4,410円	2,520円	4,830円	6,930円
第1控室、第2控室、第3控室、第4控室、第5控室及び第6控室	2,100円	2,310円	4,410円	2,520円	4,830円	6,930円
附属設備	知事が定める額					

備考

- 「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条の規定により休日とされる日をいう。
- 入場料を徴収しない場合であっても、会費、会場整理費その他入場料に相当する金銭を受取したと認められるときは、入場料を徴収したものとみなす。
- コンサートホール又は演劇ホールを専らリハーサル、練習又は準備のために使用する場合は使用料の額は、入場料を徴収しない場合及び最高額が1,000円以下の入場料を徴収する場合の使用料の額とする。
- 商業宣伝、営業又はこれらに類する目的で大会議室又は和室を使用する場合の使用料の額は、この表に定める金額に2を乗じて得た額とする。
- この表に掲げるそれぞれの使用時間の前又は後の時間に県立劇場の施設等を使用する場合の当該前又は後の時間に係る使用料の額は、知事が定める。

2 情報回廊及び情報案内板、駐車場使用料

区分		金額
情報回廊	第1棟、第2棟及び第3棟	1日までごとにつき3,500円以内で知事が定める額
情報案内板	第1ブロック、第2ブロック、第3ブロック及び第4ブロック	1日までごとにつき90円以内で知事が定める額
駐車場	大型自動車	1台1回につき 800円
	その他の自動車	1台1回につき 400円

備考

- 情報案内板への掲示は、県立劇場でチケットを販売する催事に限る。
- 「大型自動車」とは、乗車定員が11人以上の自動車又は最大積載量が5トン以上の自動車をいう。
- 駐車場の1回の使用は、入庫した日の供用時間内に限る。

3 その他の施設使用料（上記1及び2を除く。）

区分		金額
屋内	エントランスホールの一部その他知事が定める場所	1日までごとにつき1平方メートル当たり40円以内で知事が定める額
	モールの一部その他知事が定める場所	1日までごとにつき1平方メートル当たり40円以内で知事が定める額
屋外	プロムナードの一部その他知事が定める場所	1日までごとにつき1平方メートル当たり10円以内で知事が定める額

備考 使用に係る面積に1平方メートル未満の端数があるとき、又はその総面積が1平方メートル未満であるときは、その端数又は総面積を1平方メートルとして計算する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、次項に規定する日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の熊本県立劇場条例第9条の規定により管理を委託している熊本県立劇場の管理については、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）附則第2条に規定する日までの間は、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表の規定は、第1項ただし書に規定する日以後の許可に係る使用料について適用し、同日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。
- 4 第2項に規定する日までの間における改正後の熊本県立劇場条例（次項において「新条例」という。）第4条第1項の規定の適用については、同項中「12月29日から翌年1月3日まで」とあるのは「月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条の規定により休日とされる日に当たるときは、その翌日）及び12月29日から翌年1月3日まで（月曜日を除く。）」と読み替えるものとする。
- 5 第2項に規定する日までの間における新条例第5条第1項の規定の適用については、同項中「午後10時」とあるのは「午後9時30分」と読み替えるものとする。

熊本県総合福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第44号

熊本県総合福祉センター条例の一部を改正する条例

熊本県総合福祉センター条例（平成5年熊本県条例第47号）の一部を次のように改正する。

第9条を第16条とし、第8条を削り、第7条を第10条とし、同条の次に次の5条を加える。

（指定管理者による管理）

第11条 福祉センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により福祉センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、福祉センターの休館日を変更し、若しくは別に定め、又は開館時間を変更することができる。

3 第1項の規定により福祉センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条から第8条までの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定により福祉センターの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が福祉センターの管理を行うこととされた期間前にされた第6条第1項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

5 第1項の規定により福祉センターの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が福祉センターの管理を行うこととされた期間前に第6条第1項（第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

(指定管理者の業務)

第12条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条第4号及び第5号に掲げる業務
- (2) 福祉センターの使用の許可に関する業務
- (3) 福祉センターの施設及び設備の維持及び修繕に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が福祉センターの管理上必要と認める業務

(利用料金)

第13条 第9条第1項の規定にかかわらず、福祉センターの管理を指定管理者に行わせる場合には、前条各号に掲げる業務のほか、当該指定管理者に福祉センターの施設等の利用に係る料金（以下この条において「利用料金」という。）を収受させることができる。

- 2 利用料金の額は、別表に定める額に1.3を乗じて得た額を上限として、指定管理者が知事の承認を得て定める額とする。
- 3 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準により、利用料金の減免又は還付をすることができる。

(原状回復義務)

第14条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった福祉センターの施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第15条 故意又は過失により福祉センターの施設又は設備をき損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

第6条第1項中「に100分の105を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）」を削り、同条第2項に次のただし書を加え、同条を第9条とする。

ただし、知事が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

第5条中「前条第1項」を「第6条第1項」に、「次条において」を「以下」に、「前条第2項」を「第6条第2項」に改め、同条を第8条とする。

第4条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

(使用の許可の基準)

第7条 知事は、前条第1項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可をしないことができる。

- (1) 福祉センターにおける公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 福祉センターの施設又は設備をき損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 虚偽その他不正の手段により使用許可を受けようとしたとき。
- (4) その他使用させることが福祉センターの管理上支障があると認められるとき。

第3条の次に次の2条を加える。

(休館日)

第4条 福祉センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 毎月の第2日曜日及び第4日曜日
- (2) 12月29日から翌年1月3日まで（前号に該当する日を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるときは、同項の休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。

(開館時間)

第5条 福祉センターの開館時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるときは、同項の開館時間を変更することができる。

別表を次のように改める。

別表（第9条、第13条関係）

区 分	金 額		
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで
研修ホール	8,720 円	11,870 円	20,580 円
第1会議室	3,050 円	3,990 円	6,930 円
第2会議室	1,680 円	2,310 円	4,100 円
第3会議室	2,630 円	3,570 円	6,200 円
第4会議室	3,260 円	4,310 円	7,460 円

附 則

- 1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の熊本県総合福祉センター条例第8条の規定により管

理を委託している熊本県総合福祉センターの管理については、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）附則第2条に規定する日までの間は、なお従前の例による。

熊本県身体障害者福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成17年7月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第45号

熊本県身体障害者福祉センター条例の一部を改正する条例

熊本県身体障害者福祉センター条例（昭和50年熊本県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第6条を第16条とし、第4条及び第5条を削り、第3条の次に次の12条を加える。

（休館日）

第4条 福祉センターの休館日は、次に掲げる日とする。

- （1）水曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条第1項の休日（以下「休日」という。）と重なる日を除く。）
- （2）休日の翌日（日曜日と重なる日を除く。）
- （3）12月29日から翌年1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるときは、同項の休館日を変更し、又は別に休館日を設けることができる。

（開館時間）

第5条 福祉センターの開館時間は、午前9時から午後6時までとする。ただし、体育館については、午前9時から午後9時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるときは、同項の開館時間を変更することができる。

（使用の許可）

第6条 福祉センターを使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 知事は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

（使用の許可の基準）

第7条 知事は、前条第1項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可をしないことができる。

- （1）福祉センターにおける公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- （2）福祉センターの施設又は設備をき損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- （3）その他使用させることが福祉センターの管理上支障があると認められるとき。

（許可の取消し等）

第8条 知事は、第6条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するとき又は管理上支障があると認めるときは、使用の許可を取り消し、若しくは変更し、又は使用を停止させることができる。

- （1）この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- （2）第6条第2項の規定による許可の条件に違反したとき。
- （3）虚偽その他不正の手段により許可を受けたとき。

（使用料）

第9条 福祉センター（体育館に限る。）の利用者は、別表に定める額を使用料として納めなければならない。

2 前項の使用料は、前納とする。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（使用料の減免）

第10条 知事は、特別の事情があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

（指定管理者による管理）

第11条 福祉センター（点字図書館及び聴覚障害者情報提供センターの業務を除く。以下この条から第15条までにおいて同じ。）の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により福祉センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、福祉センターの休館日を変更し、若しくは別に定め、又は開館時間を変更することができる。

3 第1項の規定により福祉センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条から第8条までの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定により福祉センターの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が福祉センターの管理を行うこととされた期間前にされた第6条第1項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

5 第1項の規定により福祉センターの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が福祉センターの管理を行うこととされた期間前に第6条第1項(第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

(指定管理者の業務)

第12条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第2条各号に掲げる業務

(2) 福祉センターの使用の許可に関する業務

(3) 福祉センターの施設及び設備の維持及び修繕に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が福祉センターの管理上必要と認める業務

(利用料金)

第13条 第9条第1項の規定にかかわらず、福祉センターの管理を指定管理者に行わせる場合には、前条各号に掲げる業務のほか、当該指定管理者に福祉センター(体育館に限る。)の施設及び設備の利用に係る料金(以下この条において「利用料金」という。)を收受させることができる。

2 利用料金の額は、別表に定める額に1.3を乗じて得た額を上限として、指定管理者が知事の承認を得て定める額とする。

3 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準により、利用料金の減免又は還付をすることができる。

(原状回復義務)

第14条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった福祉センターの施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第15条 故意又は過失により福祉センターの施設又は設備をき損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

別表中「(第5条関係)」を「(第9条、第13条関係)」に改める。

附 則

1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に改正前の熊本県身体障害者福祉センター条例第4条の規定により管理を委託している熊本県身体障害者福祉センターの管理については、地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号)附則第2条に規定する日までの間は、なお従前の例による。

熊本県健康センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第46号

熊本県健康センター条例の一部を改正する条例

熊本県健康センター条例(昭和59年熊本県条例第21号)の一部を次のように改正する。
第4条を次のように改める。

(休館日)

第4条 センターの休館日は、熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日とする。ただし、トレーニング室及び実地指導訓練室については、12月29日から翌年1月3日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるときは、同項の休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。

第9条を第16条とし、第8条の2を削り、第8条を第10条とし、同条の次に次の5条を加える。

(指定管理者による管理)

第11条 センターの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により法人その他の団体であって知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 前項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、センターの休館日を変更し、若しくは別に定め、又は開館時間を変更することができる。

3 第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条から第8条までの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者がセンターの管理を行うこととされた期間前にされた第6条第1項(前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

5 第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定

管理者がセンターの管理を行うこととされた期間前に第6条第1項(第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

(指定管理者の業務)

第12条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる業務
- (2) センター使用の許可に関する業務
- (3) センターの施設等の維持及び修繕に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者がセンターの管理上必要と認める業務(利用料金)

第13条 第9条第1項の規定にかかわらず、センターの管理を指定管理者に行わせる場合には、前条各号に掲げる業務のほか、当該指定管理者にセンターの施設等の利用に係る料金(以下この条において「利用料金」という。)を収受させることができる。

2 利用料金の額は、別表に定める額に1.3を乗じて得た額を上限として、指定管理者が知事の承認を得て定める額とする。

3 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準により、利用料金の減免又は還付をすることができる。

(原状回復義務)

第14条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなったセンターの施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第15条 故意又は過失によりセンターの施設又は設備をき損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

第7条第1項中「に100分の105を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)」を削り、同条を第9条とする。

第6条中「前条第1項」を「第6条第1項」に、「前条第2項」を「第6条第2項」に改め、同条を第8条とする。

第5条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

(使用の許可の基準)

第7条 知事は、前条第1項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可をしないことができる。

- (1) センターにおける公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) センターの施設又は設備をき損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他使用させることがセンターの管理上支障があると認められるとき。

第4条の次に次の1条を加える。

(開館時間)

第5条 センターの開館時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、トレーニング室及び実地指導訓練室については、午前9時から午後9時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要であると認めるときは、同項の開館時間を変更することができる。

別表を次のように改める。

別表(第9条、第13条関係)

区 分		金 額		
大研修室	基本料金	3時間まで	7,980円	
	加算料金	3時間を超える1時間までごとに	2,660円	
小研修室	基本料金	3時間まで	4,040円	
	加算料金	3時間を超える1時間までごとに	1,340円	
会議室	基本料金	3時間まで	4,040円	
	加算料金	3時間を超える1時間までごとに	1,340円	
栄養指導室	基本料金	3時間まで	7,980円	
	加算料金	3時間を超える1時間までごとに	2,660円	
トレーニング室		1時間までごとに	960円	
実地指導訓練室	全部使用	基本料金	3時間まで	8,090円
		加算料金	3時間を超える1時間までごとに	2,690円
		バドミントン	1面1時間までごとに	470円
		バレーボール	1面1時間までごとに	960円
		卓球	1台1時間までごとに	240円
附属設備		知事が定める額		

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の熊本県健康センター条例第8条の2の規定により管理を委託している熊本県健康センターの管理については、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）附則第2条に規定する日までの間は、なお従前の例による。

熊本県環境センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第47号

熊本県環境センター条例の一部を改正する条例

熊本県環境センター条例（平成5年熊本県条例第21号）の一部を次のように改正する。第9条を第17条とし、第8条を削り、第7条を第12条とし、同条の次に次の4条を加える。

（指定管理者による管理）

第13条 環境センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

- 2 前項の規定により環境センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第7条の規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

（指定管理者の業務）

第14条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- （1）環境センターの施設及び設備の維持及び修繕に関する業務
- （2）前号に掲げるもののほか、指定管理者が環境センターの管理上必要と認める業務（原状回復義務）

第15条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった環境センターの施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。

（損害賠償）

第16条 故意又は過失により環境センターの施設又は設備をき損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、損害賠償の全部又は一部を免除することができる。

第6条第1項中「に100分の105を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）」を削り、同条を第11条とする。

第5条中「前条第1項」を「第8条第1項」に、「前条第2項」を「第8条第2項」に改め、同条を第10条とする。

第4条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

（使用の許可の基準）

第9条 知事は、前条第1項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき又は管理上支障があると認めるときは、使用の許可をしないことができる。

- （1）環境センターにおける公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- （2）環境センターの施設又は設備をき損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- （3）虚偽その他不正の手段により環境センターの会議室の使用の許可を受けようとしたとき。

第3条の次に次の4条を加える。

（職員）

第4条 環境センターに必要な職員を置く。

（休館日）

第5条 環境センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。

- （1）月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条の規定により休日とされる日に当たるときは、その翌日）
- （2）12月29日から翌年1月3日まで（前号に該当する日を除く。）

- 2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めたときは、同項の休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。

（開館時間）

第6条 環境センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、入館は、閉館時刻の30分前までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めたときは、同項の開館時間を変更することができる。

（入館の制限等）

第7条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- （1）環境センターにおける公の秩序又は善良な風俗を乱し、又は乱すおそれがあると認められる者

- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがあると認められる者
 (3) 環境センターの施設又は設備をき損し、若しくは滅失し、又はそれらのおそれがあると認められる者
 (4) この条例又は施設及び設備の管理の業務に従事する者の指示に違反した者
 (5) その他環境センターの管理上支障があると認められる者

別表を次のように改める。
 別表（第11条関係）

区 分		金 額		
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで
会議室	全面の使用	1,260 円	1,680 円	2,940 円
	2分の1の使用	630 円	840 円	1,470 円

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の次に次の4条を加える改正規定（第4条に係る部分に限る。）は、次項に規定する日から施行する。
 2 この条例の施行の際現に改正前の熊本県環境センター条例第8条の規定により管理を委託している熊本県環境センターの管理については、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）附則第2条に規定する日までの間は、なお従前の例による。

熊本県鳥獣保護センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第48号

熊本県鳥獣保護センター条例の一部を改正する条例

熊本県鳥獣保護センター条例（昭和56年熊本県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条中「野生の鳥獣の保護及び野生の」を「鳥獣（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第2条第1項に規定する鳥獣をいう。以下同じ。）の保護及び」に改める。

第3条中「野生の」を削る。

第5条を第12条とする。

第4条を削り、第3条の次に次の8条を加える。

（休園日）

第4条 センターの休園日は、次に掲げる日とする。

(1) 火曜日（火曜日は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条第1項又は第3項の規定により休日とされる日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後の休日以外の最初の日）

(2) 12月29日から翌年1月3日まで（前号に該当する日を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるときは、同項の休園日を変更し、又は別に休園日を定めることができる。

（開園時間）

第5条 センターの開園時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるときは、同項の開園時間を変更することができる。

（利用の制限等）

第6条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入場を拒み、その利用を制限し、又は退去を命じることができる。

(1) センターにおける公の秩序又は善良な風俗を乱し、又は乱すおそれがあると認められる者

(2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがあると認められる者

(3) センターの施設又は設備をき損し、若しくは滅失し、又はそれらのおそれがあると認められる者

(4) センターが保護している鳥獣を殺傷し、又はそのおそれがあると認められる者

(5) この条例又は業務に従事する者の指示に違反した者

(6) その他センターの管理上支障があると認められる者

（き損等の届出）

第7条 センターの施設又は設備をき損し、若しくは滅失し、又はセンターが保護している鳥獣を殺傷した者は、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

（指定管理者による管理）

第8条 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、センターの休園日を変更し、若しくは別に定め、又は開園時間を変更す

ることができる。

- 3 第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条及び前条中「知事」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者の業務)

- 第9条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる業務
- (2) センターの施設及び設備の維持及び修繕に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者がセンターの管理上必要と認める業務(原状回復義務)

- 第10条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなったセンターの施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

- 第11条 故意又は過失によりセンターの施設又は設備をき損し、又は滅失した者は、原状に回復し、又はそれによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の熊本県鳥獣保護センター条例第4条の規定により管理を委託している熊本県鳥獣保護センターの管理については、地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号)附則第2条に規定する日までの間は、なお従前の例による。
- 3 前項に規定する日までの間における改正後の熊本県鳥獣保護センター条例第4条第1項の規定の適用については、同項中「火曜日(火曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条第1項又は第3項の規定により休日とされる日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後の休日以外の最初の日)」とあるのは「月曜日(月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に定める国民の祝日に当たるときは、その翌日)」と読み替えるものとする。

熊本県犯罪の起きにくい安全安心まちづくり条例をここに公布する。

平成17年7月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第49号

熊本県犯罪の起きにくい安全安心まちづくり条例

(目的)

- 第1条 この条例は、県民の生命、身体又は財産に危害を及ぼす犯罪の防止に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪の起きにくい安全安心まちづくり(地域社会における県民、事業者及びこれらの者が組織する団体(以下「県民等」という。)による犯罪の防止のための活動並びに犯罪の防止に配慮した生活環境の整備をいう。以下「犯罪の起きにくいまちづくり」という。)の基本となる事項を定めることにより、犯罪の起きにくいまちづくりを推進し、もって子どもから高齢者まですべての県民が安全で安心して暮らすことができる社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

- 第2条 犯罪の起きにくいまちづくりは、地域の実態に応じた県民等による犯罪の防止のための自主的な活動を通じて、地域社会における県民が連帯を強め、相互に支え合う地域社会の形成を図るという考え方により進められなければならない。

- 2 犯罪の起きにくいまちづくりは、県、市町村及び県民等が適切な役割に応じて、相互に連携し、及び協働するという考え方により進められなければならない。

(県の責務)

- 第3条 県は、前条に定める犯罪の起きにくいまちづくりについての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、犯罪の起きにくいまちづくりに関する総合的な施策を実施する責務を有する。

- 2 県は、前項の施策の実施に当たっては、国及び市町村との連絡調整を緊密に行うものとする。

- 3 県は、犯罪の起きにくいまちづくりの推進における市町村の役割の重要性にかんがみ、市町村が実施する犯罪の起きにくいまちづくりに関する施策に対し、必要な協力及び支援を行うものとする。

(県民の責務)

- 第4条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪の起きにくいまちづくりについての理解を深め、日常生活における自らの安全の確保に努めるとともに、県が実施する犯罪の起きにくいまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

- 第5条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪の起きにくいまちづくりについての理解を

深め、その所有し、又は管理する施設及びその事業活動に関し、安全の確保に努めるとともに、県が実施する犯罪の起きにくいまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第6条 県は、市町村及び県民等と連携し、及び協働して、犯罪の起きにくいまちづくりを推進するための体制の整備に努めるものとする。

(啓発活動)

第7条 県は、犯罪の起きにくいまちづくりについて、県民等への広報その他の啓発活動を推進するとともに、防犯意識を高めるための施策を推進するものとする。

(県民等の自主活動に対する支援)

第8条 県は、犯罪の起きにくいまちづくりにおける県民等の自主的な活動及び相互の連携が促進されるよう、必要な助言その他の支援を行うものとする。

2 県は、犯罪の起きにくいまちづくりにおける県民等の自主的な活動を支える指導者の育成に努めるものとする。

(情報の提供)

第9条 県は、県民等が地域における自主的な活動を推進できるよう、犯罪の発生状況、犯罪の防止に効果的な取組事例その他の必要な情報の提供を行うものとする。

(子どもの非行防止)

第10条 県は、子どもが規範意識を持ち、健全な社会生活を営むことができるよう、家庭教育の充実のための啓発活動を推進するものとする。

2 県は、学校及び県民等と連携し、学校での教育活動、地域での奉仕活動及び体験活動その他の子どもの健全な育成を図るための活動を通じて、子どもの非行の防止に努めるものとする。

(子どもに対する安全教育の充実等)

第11条 県は、子どもが犯罪に遭わないようにするための安全教育の充実その他の安全の確保の施策を推進するものとする。

(学校等における安全の確保)

第12条 学校及び児童福祉施設(以下「学校等」という。)を設置し、又は管理する者は、子どもの保護者、地域住民及び学校等の所在する地域を管轄する警察署長と連携し、及び協働して、学校等における子どもの安全の確保に努めるものとする。

2 県は、学校等を設置し、又は管理する者に対し、当該学校等における安全の確保のための必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

(通学路等の安全の確保)

第13条 通学、通園等の用に供されている道路、子どもが日常的に利用している公園、広場等(以下「通学路等」という。)を設置し、又は管理する者、子どもの保護者、学校等を設置し、又は管理する者、地域住民及び通学路等の所在する地域を管轄する警察署長は、相互に連携して、当該通学路等における子どもの安全の確保に努めるものとする。

2 県民は、通学路等において、子どもが危害を受けていると認められる場合又は危害を受けるおそれがあると認められる場合には、警察官への通報、避難誘導その他必要な処置を行うよう努めるものとする。

(高齢者、障害者等の安全の確保)

第14条 県は、高齢者、障害者その他特に防犯上の配慮を要する者(以下「高齢者、障害者等」という。)が犯罪に遭わないようにするため、防犯に関する学習の機会を充実させるとともに、高齢者、障害者等の日常生活の支援に関わる者に対する必要な情報の提供その他の支援を行うものとする。

(防犯に配慮した施設等の整備等)

第15条 道路、公園、自動車駐車場、自転車駐車場、共同住宅その他特に防犯上の配慮を要する施設(以下「施設等」という。)を設置し、管理し、又は所有する者は、防犯に配慮した構造又は設備を有する施設等を整備し、防犯に配慮した管理を行うよう努めるものとする。

2 県は、施設等を設置し、管理し、又は所有する者に対し、必要な情報の提供、助言その他の支援を行い、防犯に配慮した施設等の普及の促進に努めるものとする。

(防犯に配慮した商業施設の整備等)

第16条 深夜(午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。)において営業する店舗で小売業を営む者、大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗において事業を営む者その他特に防犯上の配慮を要する商業施設において事業を営む者は、防犯に配慮した構造又は設備を有する商業施設を整備し、防犯に配慮した管理を行うよう努めるものとする。

2 県は、前項に掲げる者に対し、犯罪の発生状況その他必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県伝統工芸館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県伝統工芸館条例の一部を改正する条例

熊本県伝統工芸館条例（昭和57年熊本県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第10条を第17条とし、第9条を削り、第8条を第11条とし、同条の次に次の5条を加える。

（指定管理者による管理）

第12条 伝統工芸館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。第15条において「法」という。）

第244条の2第3項の規定により法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により伝統工芸館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、伝統工芸館の休館日を変更し、若しくは別に定め、又は開館時間を変更することができる。

3 第1項の規定により伝統工芸館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第7条から第9条までの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定により伝統工芸館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が伝統工芸館の管理を行うこととされた期間前にされた第7条第1項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

5 第1項の規定により伝統工芸館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が伝統工芸館の管理を行うこととされた期間前に第7条第1項（第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可を受けている者は、当該指定管理者の使用許可を受けた者とみなす。

（指定管理者の業務）

第13条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

（1） 第3条各号に掲げる業務

（2） 伝統工芸館の使用許可に関する業務

（3） 伝統工芸館の施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

（4） 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が伝統工芸館の管理運営上必要と認める業務

（利用料金）

第14条 第6条及び第10条第1項の規定にかかわらず、伝統工芸館の管理を指定管理者に行わせる場合には、前条各号に掲げる業務のほか、当該指定管理者に伝統工芸館の施設及び設備の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を収受させることができる。

2 利用料金の額は、別表第1及び別表第2に定める額に1.3を乗じて得た額を上限として、指定管理者が知事の承認を得て定める額とする。

3 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準により、利用料金の減免又は還付をすることができる。

（原状回復義務）

第15条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった伝統工芸館の施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。

（損害賠償）

第16条 故意又は過失により伝統的工芸品等及び伝統工芸館の施設又は設備をき損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、損害賠償の全部又は一部を免除することができる。

第7条第1項中「に100分の105を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）」を削り、同条を第10条とする。

第6条各号列記以外の部分中「前条第1項の許可」を「使用許可」に改め、「該当するとき」の次に「又は管理上支障があると認めるとき」を加え、同条第2号中「前条第2項」を「第7条第2項」に改め、同条を第9条とする。

第5条を第7条とし、同条の次に次の1条を加える。

（使用許可の基準）

第8条 知事は、前条第1項の許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可をしないことができる。

（1） 伝統工芸館における公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

（2） 伝統工芸館の施設又は設備をき損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

（3） その他使用させることが伝統工芸館の管理上支障があると認められるとき。

第4条を第6条とし、第3条第1号中「次条において」を「以下」に改め、同条の次に次の2条を加える。

（休館日）

第4条 伝統工芸館の休館日は、次に掲げるとおりとする。

（1） 月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条第1項又は第3項の規定により休日とされる日（以下「休日」という。）に当たるときは、

その日後の休日以外の最初の日)

(2) 12月29日から翌年1月3日まで(前号に該当する日を除く。)

2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるときは、同項の休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。

(開館時間)

第5条 伝統工芸館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるときは、同項の開館時間を変更することができる。

別表第1中「(第4条関係)」を「(第6条、第14条関係)」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第7条、第10条、第14条関係)

区分		金額
1階展示室	午前9時から午後5時まで	10,080円
2階展示室	午前9時から午後5時まで	3,780円
地下会議室	午前9時から正午まで	3,470円
	午後1時から午後5時まで	4,940円
	午前9時から午後5時まで	8,400円
2階会議室	午前9時から正午まで	2,630円
	午後1時から午後5時まで	3,570円
	午前9時から午後5時まで	5,990円
和室	午前9時から午後5時まで	4,310円

備考 この表に掲げるそれぞれの使用の時間の前又は後の時間における施設の使用に係る単価は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の改正規定(備考を加える部分に限る。)は、次項に規定する日から施行する。

2 この条例の施行の際現に改正前の熊本県伝統工芸館条例第9条の規定により管理を委託している伝統工芸館の管理については、地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号)附則第2条に規定する日までの間は、なお従前の例による。

熊本産業展示場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第51条

熊本産業展示場条例の一部を改正する条例

熊本産業展示場条例(平成8年熊本県条例第65号)の一部を次のように改正する。

第8条を第16条とし、第6条及び第7条を削り、第5条各号列記以外の部分中「前条第1項の許可を受けた者」を「使用許可を受けた者(次条において「使用者」という。)」に、「利用の」を「使用」に、「又は利用」を「又は使用」に改め、同条第2号中「前条第2項」を「第6条第2項」に改め、同条を第8条とし、同条の次に次の7条を加える。

(使用料)

第9条 使用者は、別表に定める額を使用料として支払わなければならない。

2 前項の使用料は、前納とする。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第10条 知事は、特別の事情があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第11条 産業展示場の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号。第14条において「法」という。)第244条の2第3項の規定により法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 前項の規定により産業展示場の管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、産業展示場の休館日を定め、又は開館時間を変更することができる。

3 第1項の規定により産業展示場の管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条から第8条までの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定により産業展示場の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が産業展示場の管理を行うこととされた期間前にされた第6条第1項(前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

5 第1項の規定により産業展示場の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指

定管理者が産業展示場の管理を行うこととされた期間前に第6条第1項(第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の許可を受けている者は、当該指定管理者の使用許可を受けた者とみなす。

(指定管理者の業務)

第12条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第3条各号に掲げる業務

(2) 産業展示場の使用許可に関する業務

(3) 産業展示場の施設等の維持管理及び修繕に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が産業展示場の管理運営上必要と認める業務

(利用料金)

第13条 第9条第1項の規定にかかわらず、産業展示場の管理を指定管理者に行わせる場合には、前条各号に掲げる業務のほか、当該指定管理者に産業展示場の施設等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を収受させることができる。

2 利用料金の額は、別表に定める額に1.3を乗じて得た額を上限として、指定管理者が知事の承認を受けて定める額とする。

3 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準により、利用料金の減免又は還付をすることができる。

(原状回復業務)

第14条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった産業展示場の施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第15条 故意又は過失により産業展示場の施設又は設備をき損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、損害賠償の全部又は一部を免除することができる。

第4条の見出し中「利用」を「使用」に改め、同条第1項中「(レストランを除く。)」を削り、「利用」を「使用」に改め、同条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

(使用許可の基準)

第7条 知事は、前条第1項の規定による許可(以下「使用許可」という。)を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可をしないことができる。

(1) 産業展示場における公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(2) 産業展示場の施設又は設備をき損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) その他使用させることが産業展示場の管理上支障があると認められるとき。

第3条の次に次の2条を加える。

(休館日)

第4条 産業展示場は、無休とする。

2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるときは、休館日を定めることができる。

(開館時間)

第5条 産業展示場の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるときは、同項の開館時間を変更することができる。

別表を次のように改める。

別表（第9条、第13条関係）

1 施設の使用に係る単価

区 分		単 価			
		午前 9 時から 午後 5 時までの 使用	午前 9 時から 午後 1 時までの 使用	午後 1 時から 午後 5 時までの 使用	午後 5 時から 午後 9 時までの 使用 1 時間 につき
展示ホール	全面の使用	1,243,200 円	621,600 円	621,600 円	170,940 円
	4 分の 3 の使用	932,400 円	466,200 円	466,200 円	128,205 円
	4 分の 2 の使用	621,600 円	310,800 円	310,800 円	85,470 円
	4 分の 1 の使用	310,800 円	155,400 円	155,400 円	42,735 円
多目的ホール	全面の使用	102,900 円	51,450 円	51,450 円	14,175 円
	5 分の 3 の使用	61,740 円	30,870 円	30,870 円	8,505 円
	5 分の 2 の使用	41,160 円	20,580 円	20,580 円	5,670 円
大会議室	全面の使用	36,540 円	18,270 円	18,270 円	5,040 円
	3 分の 2 の使用	24,360 円	12,180 円	12,180 円	3,360 円
	3 分の 1 の使用	12,180 円	6,090 円	6,090 円	1,680 円
中会議室		24,360 円	12,180 円	12,180 円	3,360 円
屋外展示場		1 平方メートル ごとにつき 29 円 40 銭	1 平方メートル ごとにつき 14 円 70 銭	1 平方メートル ごとにつき 14 円 70 銭	1 平方メートル ごとにつき 4 円 20 銭

備考

- 土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)第 3 条に規定する休日における展示ホールの使用に係る単価は、この表に掲げる展示ホールの単価に 1.1 を乗じて得た額とする。
- 展示の準備、機材の撤去その他これらに類する行為のための展示ホール又は多目的ホールの使用に係る単価は、それぞれこの表に掲げる展示ホール又は多目的ホールの単価の 10 分の 7 に相当する額とする。
- 使用者が入場料金その他これに類するもの(以下「入場料金等」という。)を徴収して行う興行のための施設の使用に係る使用料の基礎となる額は、この表に定める額に、税込み入場料金等の最高額の 100 人分に相当する額を加算した額とする。
- 展示、催しその他これらに類する行為のための屋外展示場以外の屋外施設の使用に係る単価は、屋外展示場の単価の例による。
- この表に掲げるそれぞれの使用の時間の前又は後の時間における施設の使用に係る単価は、知事が定める。
- 屋外展示場の使用料又は利用料金に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 設備の使用に係る単価

区分		単価	
展示ホールの冷暖房設備	全面の使用	1時間につき	46,200円
	4分の3の使用	1時間につき	34,650円
	4分の2の使用	1時間につき	23,100円
	4分の1の使用	1時間につき	11,550円
多目的ホールの冷暖房設備	全面の使用	1時間につき	2,625円
	5分の3の使用	1時間につき	1,575円
	5分の2の使用	1時間につき	1,050円
展示ホールの可動席	全席の使用	1日につき	167,580円
	770席分の使用	1日につき	97,020円
電気設備	一式1キロワット時ごとにつき		42円
水道設備	一式1立方メートルごとにつき		367円50銭
ガス設備	一式1立方メートルごとにつき		703円50銭
その他設備	知事が定める額		

備考 電気設備、水道設備、ガス設備の使用料又は利用料金に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、次項に規定する日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の熊本産業展示場条例第6条の規定により管理託してを委いる産業展示場の管理については、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）附則第2条に規定する日までの間は、なお従前の例による。
- 3 前項に規定する日までの間における改正後の熊本産業展示場条例第4条第1項の規定の適用については、同項中「無休」とあるのは「12月29日から翌年1月3日まで」と読み替えるものとする。

熊本県農業公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第52号

熊本県農業公園条例の一部を改正する条例

熊本県農業公園条例（平成2年熊本県条例第62号）の一部を次のように改正する。

第2条中「菊池郡合志町及び西合志町にわたって」を「合志市に」に改める。

第3条第3号中「(以下「施設」という。)」を削る。

第10条を第18条とする。

第9条を削り、第8条を第12条とし、同条の次に次の5条を加える。

(指定管理者による管理)

第13条 農業公園の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）

第244条の2第3項の規定により法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

- 2 前項の規定により農業公園の管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条及び第7条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、農業公園の休園日を変更し、若しくは別に定め、又は開園時間を変更することができる。
- 3 第1項の規定により農業公園の管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条及び第8条から第10条までの規定中「知事」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。
- 4 第1項の規定により農業公園の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が農業公園の管理を行うこととされた期間前にされた第8条第1項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。
- 5 第1項の規定により農業公園の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が農業公園の管理を行うこととされた期間前に第8条第1項（第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

(指定管理者の業務)

第14条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる業務
- (2) 農業公園の入園に関する業務
- (3) 農業公園の使用の許可に関する業務
- (4) 農業公園の施設、設備及び備品の維持及び修繕に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が農業公園の管理上必要と認める業務
(利用料金)

第15条 第4条及び第11条第1項の規定にかかわらず、農業公園の管理を指定管理者に行わせる場合には、前条各号に掲げる業務のほか、当該指定管理者に農業公園の施設及び設備の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を収受させることができる。

- 2 利用料金の額は、別表第1及び別表第2に定める額に1.3を乗じて得た額を上限として、指定管理者が知事の承認を得て定める額とする。
- 3 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準により、利用料金の減免又は還付をすることができる。

(原状回復義務)

第16条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった農業公園の施設、設備及び備品を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。
(損害賠償)

第17条 故意又は過失により農業公園の施設、設備又は備品をき損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

第7条中「に100分の105を乗じて得た額」を削り、同条を第11条とする。

第6条各号列記以外の部分中「前条第1項」を「第8条第1項」に改め、「該当するとき」の次に「又は管理上支障があると認めるとき」を加え、同条第2号中「前条第2項」を「第8条第2項」に改め、同条を第10条とする。

第5条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

(使用の許可の基準)

第9条 知事は、前条第1項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可をしないことができる。

- (1) 農業公園における公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 農業公園の施設、設備又は備品をき損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他使用させることが農業公園の管理上支障があると認められるとき。

第4条の次に次の3条を加える。

(入園の制限等)

第5条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対し、入園を拒み、又は退園を命じ、若しくは物件の撤去を命ずることができる。

- (1) 農業公園における公の秩序又は善良な風俗を乱し、又は乱すおそれがあると認められる者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがあると認められる者
- (3) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑になるおそれがある物又は動物（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条に規定する身体障害者補助犬（同法第12条第1項の規定による表示をした犬に限る。）を除く。）を携行し、又は同伴する者
- (4) 農業公園の施設、設備又は備品をき損し、若しくは滅失し、又はそれらのおそれがあると認められる者
- (5) この条例又は農業公園の管理の業務に従事する者の指示に違反した者
- (6) その他農業公園の管理上支障があると認められる者

(休園日)

第6条 農業公園の休園日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 火曜日（火曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条第1項又は第3項の規定により休日とされる日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後の休日以外の最初の日）
- (2) 12月29日から翌年1月3日まで（前号に該当する場合を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めたときは、同項の休園日を変更し、又は別に休園日を定めることができる。

(開園時間)

第7条 農業公園の開園時間は、3月から11月までは午前9時から午後6時までとし、12月から翌年2月までは午前9時から午後5時までとする。ただし、入園は、閉園時刻の30分前までとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めたときは、同項の開園時間を変更することができる。

別表第1中「(第4条関係)」を「(第4条、第15条関係)」に改める。

別表第2中「(第5条、第7条関係)」を「(第8条、第11条、第15条関係)」に、「4,700円」を「4,935円」に、「46円」を「48円30銭」に、「12円」を「12円60銭」に、「8円」を「8円40銭」に、「5円」を「5円25銭」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、菊池郡合志町及び同郡西合志町を廃し、その区域をもって合志市を設置する処分が効力を生ずる日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の熊本県農業公園条例第9条の規定により管理を委託している農業公園の管理については、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）附則第2条に規定する日までの間は、なお従前の例による。

熊本県公共育成牧場の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第53号

熊本県公共育成牧場の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例（昭和46年熊本県条例第16号）の一部を次のように改正する。

- 題名中「使用料」を「預託料」に改める。
- 第1条中「使用料」を「預託料」に改める。
- 第2条の表中熊本県阿蘇公共育成牧場の項を削る。
- 第3条の見出しを「(業務)」に改め、同条中「用途」を「業務」に改め、第1号から第3号までを次のように改める。
- (1) 乳用牛又は肉用牛の育成のための飼養
 - (2) 畜産に関する経営及び技術の普及のための飼養
 - (3) その他前条に定める設置目的を達成するために必要な業務
- 第4条の見出しを「(預託の承認)」に改め、同条第1項中「牧場を使用」を「牧場に乳用牛又は肉用牛を育成のために預託」に改め、同条第2項を次のように改める。
- 2 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の承認をしないことができる。
 - (1) 牧場への預託が前条の業務に反していると認められるとき。
 - (2) 飼養しようとする乳用牛及び肉用牛が伝染性疾患にかかっているとき又はその疑いがあると認められるとき。
 - (3) その他牧場の管理上支障があると認められるとき。
- 第5条を次のように改める。
- (預託の承認の取消し等)
- 第5条 知事は、次の各号のいずれかに該当するとき又は公益上必要があると認めるときは、預託の承認を取り消し、又は預託の中止を命ずることができる。
- (1) 前条第1項の承認を受けた者（以下「預託者」という。）が虚偽又は不正の手段により預託の承認を受けたとき。
 - (2) 前条第2項各号のいずれかに該当することとなったとき。
 - (3) 預託者が預託料の納入を怠ったとき。
- 第6条の見出しを「(預託料)」に改め、同条第1項中「使用者」を「預託者」に、「使用料」を「預託料」に改め、同条の表を次のように改める。

家畜の種類	単位	金額
乳用牛 ホルスタイン種	1頭1日に	620円
乳用牛 ホルスタイン種以外の種	つき	578円
肉用牛		599円

第6条第2項中「使用料」を「預託料」に、「返還」を「還付」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 預託者は、知事が別に定める日までに預託料を納入しなければならない。

第7条の見出し及び同条中「使用料」を「預託料」に改める。

第8条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第8条 牧場の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により牧場の管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条及び第5条の規定中「知事」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定により牧場の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が牧場の管理を行うこととされた期間前にされた第4条第1項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の承認の申請は、当該指定管理者にされた承認の申請とみなす。

4 第1項の規定により牧場の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が牧場の管理を行うこととされた期間前に第4条第1項（第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の承認を受けている者は、当該指定管理者の預託の承認を受けた者とみなす。

第9条を第13条とし、第8条の次に次の4条を加える。

(指定管理者の業務)

第9条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる業務
 - (2) 乳用牛及び肉用牛の預託の承認に関する業務
 - (3) 牧場の施設、設備及び備品の維持及び修繕に関する業務
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が牧場の管理上必要と認める業務
- (利用料金)

第10条 第6条第1項の規定にかかわらず、牧場の管理を指定管理者に行わせる場合には、前条各号に掲げる業務のほか、当該指定管理者に牧場の利用に係る料金（以下この条において「利用料金」という。）を收受させることができる。

- 2 利用料金の額は、第6条の表に定める額に1.3を乗じて得た額を上限として、指定管理者が知事の承認を得て定める額とする。
- 3 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準により、利用料金の減免又は還付をすることができる。

(原状回復義務)

第11条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなった牧場の施設、設備及び備品を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第12条 故意又は過失により牧場の施設、設備又は備品をき損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の表中熊本県阿蘇公共育成牧場の項を削る改正規定は、平成18年4月1日から、題名、第1条及び第3条から7条までの改正規定は、次項に規定する日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の熊本県公共育成牧場の設置、管理及び使用料に関する条例第8条の規定により管理を委託している牧場の管理については、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）附則第2条に規定する日までの間は、なお従前の例による。

(指定管理候補者の選定の特例)

- 3 この条例の施行の日から平成22年3月31日までの間において、第8条第1項の規定により牧場の管理を指定管理者に行わせる場合で、知事が特別の事情があると認めるときは、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成16年条例第44号。次項において「手続条例」という。）第3条の規定にかかわらず、指定管理候補者の選定を行うことができる。
- 4 前項の規定による指定管理候補者の選定に当たっては、知事は、選定を行おうとする法人その他の団体と協議し、手続条例第3条第1項各号の書類の提出を求め、手続条例第4条各号に照らし総合的に判断するものとする。

熊本県阿蘇みんなの森条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第54号

熊本県阿蘇みんなの森条例の一部を改正する条例

熊本県阿蘇みんなの森条例(昭和61年熊本県条例第17号)の一部を次のように改正する。

第5条を第11条とし、第4条を削る。

第3条に次のただし書を加える。

ただし、第5号から第7号までの規定については、知事の承認を受けた場合は、この限りでない。

第3条第5号を次のように改める。

(5) 物品を販売し、又は配付しないこと。

第3条に次の2号を加え、同条を第6条とする。

(6) 宣伝、興行その他これらに類する行為をしないこと。

(7) 募金、署名活動その他これらに類する行為をしないこと。

第6条の次に次の4条を加える。

(指定管理者による管理)

第7条 阿蘇みんなの森の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

- 2 前項の規定により阿蘇みんなの森の管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、森林学習展示館の休館日を変更し、若しくは別に定め、又は開館

時間を変更することができる。

(指定管理者の業務)

第8条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第3条各号に掲げる業務

(2) 阿蘇みんなの森の施設及び設備の維持及び修繕に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が阿蘇みんなの森の管理上必要と認める業務

(原状回復義務)

第9条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなった阿蘇みんなの森の施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第10条 故意又は過失により阿蘇みんなの森の施設又は設備をき損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

第2条の次に次の3条を加える。

(業務)

第3条 阿蘇みんなの森は、次に掲げる業務を行う。

(1) 森林及び林業に関する学習活動の場の提供に関する業務

(2) 森林を利用した保健及び休養の場の提供に関する業務

(3) その他阿蘇みんなの森の設置目的を達成するために必要な業務

(休館日等)

第4条 森林学習展示館は、無休とする。

2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるときは、休館日を定めることができる。

3 知事は、特に必要があると認めるときは、阿蘇みんなの森の供用を臨時に休止することができる。

(開館時間)

第5条 森林学習展示館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるときは、同項の開館時間を変更することができる。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に改正前の熊本県阿蘇みんなの森条例第4条の規定により管理を委託している熊本県阿蘇みんなの森の管理については、地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号)附則第2条に規定する日までの間は、なお従前の例による。

熊本県漁業経営構造改善協議会等設置条例を廃止する条例をここに公布する。

平成17年7月1日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県条例第55条

熊本県漁業経営構造改善協議会等設置条例を廃止する条例

熊本県漁業経営構造改善協議会等設置条例(昭和37年熊本県条例第56号)は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月1日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県条例第56条

熊本県漁港管理条例の一部を改正する条例

熊本県漁港管理条例(昭和37年熊本県条例第17号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「甲種漁港施設」を「故意又は過失により甲種漁港施設」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

第11条の次に次の1条を加える。

(使用の許可の基準)

第11条の2 知事は、前条第1項の漁港浄化施設又は漁港利用調整施設の使用の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可をしないことができる。

(1) 漁港における公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(2) 前条第1項の漁港浄化施設又は漁港利用調整施設をき損し、又は滅失するおそれ

があると認められるとき。

(3) その他使用させることが漁港の管理上支障があると認められるとき。

第12条中「前条第1項」を「第11条第1項」に改める。

第15条第1項中「使用料の項に定める額に100分の105を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)の使用料又は同表占用料の項に定める額の占用料」を「に定める使用料(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)又は占用料(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」に改める。

第15条の2第1項中「土砂採取料の項に定める額に100分の105を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)の土砂採取料又は同表占用料の項に定める額の占用料」を「に定める土砂採取料又は占用料(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」に改める。

第18条を次のように改める。

(休業日)

第18条 総合漁港漁港利用調整施設(以下「利用調整施設」という。)のうち係留施設の休業日は、毎週水曜日とする。ただし、第11条第1項に規定する利用調整施設の使用の許可を受けた使用については、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるときは、同項の休業日を変更し、又は別に休業日を定めることができる。

第18条の2を削り、第21条を第28条とし、第20条の2を第27条とし、第20条を第26条とし、第19条を第25条とし、第18条の次に次の6条を加える。

(使用時間)

第19条 利用調整施設のうち係留施設の使用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、第11条第1項に規定する利用調整施設の使用の許可を受けた使用については、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるときは、同項の使用時間を変更することができる。

(指定管理者による管理)

第20条 牛深漁港漁港浄化施設(以下「浄化施設」という。)及び利用調整施設の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 前項の規定により利用調整施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第11条第1項中「知事の許可」とあるのは、「指定管理者の許可」と読み替え、第11条第2項、同条第3項、第11条の2及び第12条中「知事」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定により利用調整施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が利用調整施設の管理を行うこととされた期間前にされた第11条第1項(前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の許可の申請及び第12条(前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の使用の届出は、当該指定管理者にされた許可の申請及び使用の届出とみなす。

4 第1項の規定により利用調整施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が利用調整施設の管理を行うこととされた期間前に第11条第1項(第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

(浄化施設の指定管理者の業務)

第21条 浄化施設の指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 浄化施設の維持管理に関する業務

(2) 浄化施設の運転に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が浄化施設の管理上必要と認める業務

(利用調整施設の指定管理者の業務)

第22条 利用調整施設の指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 利用調整施設の維持管理及び運営に関する業務

(2) 利用調整施設の使用の許可及び届出に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が利用調整施設の管理上必要と認める業務

(利用料金)

第23条 利用調整施設の管理を指定管理者に行わせる場合には、前条各号に掲げる業務のほか、当該指定管理者に利用調整施設の利用に係る料金(以下この条において「利用料金」という。)を収受させることができる。

2 利用料金の額は、別表第3に定める額以内の額で、指定管理者が知事の承認を得て定める額とする。

3 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準により、利用料金の減免又は還付をすることができる。

(原状回復義務)

第24条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった浄化施設又は利用調整施設及びそれらの設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を得たときは、こ

の限りでない。
別表第1使用料の項を次のように改める。

使用料	係留施設(いけす設置用施設を除く。)及び外郭施設	漁船、不定期客船、貨物船、砂利採取船及び工船用船舶の係留	総トン数1トン当たり1日までごとにつき	4円94銭	総トン数が1トンに満たない場合又は総トン数に1トン未満の端数がある場合は、その満たない総トン数又はその端数の総トン数を1トンとして計算する。ただし、定期客船の係留の場合を除く。	
		定期客船の係留	総トン数50トン未満	1日1回当たり1月までごとにつき		1,271円
			総トン数50トン以上100トン未満	1日1回当たり1月までごとにつき		1,922円
			総トン数100トン以上	1日1回当たり1月までごとにつき		2,877円
	その他の係留	1平方メートル当たり1日までごとにつき	4円94銭	面積が1平方メートルに満たない場合又は面積に1平方メートル未満の端数がある場合は、その満たない面積又はその端数の面積を1平方メートルとして計算する。以下この表において同じ。		
係留施設(いけす設置用施設に限る。)		1平方メートル当たり1日までごとにつき	21円			
道路の附帯用地	乗車定員11人以上又は最大積載量5トン以上の自動車	1台当たり6時間までにつき	221円	6時間を超える場合は、6時間を超える6時間までごとにつき単価の半額を加算する。		
		その他の自動車	1台当たり6時間までにつき		105円	
	漁具干場、野積場その他の用地	1平方メートル当たり1日までごとにつき	2円31銭			
漁港浄化施設	基本料金	事業所面積に応じて1月までごとにつき	87,313円を超えない範囲内で知事が定める額			
	従量料金	業種に応じて1立方メートル当たり1月までごとにつき	21円74銭を超えない範囲内で知事が定める額	排水量が1立方メートルに満たない場合又は排水量が1立方メートル未満の端数がある場合は、その満たない排水量又はその端数の排水量を1立方メートルとして計算する。		

別表第2中「金額」を「単価」に改め、土砂採取料の項を次のように改める。

土砂採取料	砂	1立方メートルにつき	116円	
	砂利	1立方メートルにつき	158円	
	土砂	1立方メートルにつき	105円	
	かき込み砂利	1立方メートルにつき	137円	
	栗石	1立方メートルにつき	152円	径15センチメートル以下のもの
	玉石	1個につき	53円	径15センチメートルを超え30センチメートル以下のもの
	転石	1個につき	68円	径30センチメートルを超え60センチメートル以下のもの
			100円	径60センチメートルを超えるもの

別表第3を次のように改める。

別表第3(第23条関係)

区分	単位	単価	備考
係留施設	1月未満の期間の使用	艇長1フィート当たり1日までごとにつき	231円
	1月以上の期間の使用	艇長1フィート当たり1月までごとにつき	2,310円
駐車場	乗車定員11人以上又は最大積載量5トン以上の自動車	1台当たり6時間までにつき	210円
	その他の自動車	1台当たり6時間までにつき	105円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の熊本県漁港管理条例第18条第2項の規定により管理を委託している浄化施設及び利用調整施設の管理については、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）附則第2条に規定する日までの間は、なお従前の例による。

3 改正後の別表第1、別表第2及び別表第3の規定は、この条例の施行の日以後の許可、届出又は承認に係る使用料又は土砂採取料について適用し、同日前の許可、届出又は承認に係る使用料又は土砂採取料は、なお従前の例による。

熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第57号

熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例

熊本県港湾管理条例（昭和41年熊本県条例第42号）の一部を次のように改正する。

(使用料)

第6条第1項中「に100分の105を乗じて得た額」を削り、同項ただし書を次のように改める。

ただし、消費税法施行例(昭和63年政令第360号)第17条第2項第3号に該当する施設の使用に係る場合(同表港湾施設用地(道路の敷地を除く。)の部使用期間が1月以上の款が適用される場合を除く。)は、同表に定める額に105分の100を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)

第6条の2中「に100分の105を乗じて得た額」を削る。

第14条を次のように改める。

(損害賠償)

第14条 故意又は過失により港湾施設又は設備をき損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、損害賠償の義務の全部又は一部を免除することができる。

第16条を削り、第18条の見出しを「(委任)」に改め、同条を第23条とし、第17条の2を第22条とし、第17条を第21条とし、第15条の次に次の5条を加える。

(休業日及び開業時間)

第16条 三角港波多マリナーにある港湾施設(管理棟及び係船専用浮機橋であって短期使用に係るものに限る。)の休業日は、毎週水曜日とし、開業時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、休業日を変更し、若しくは別に定め、又は開業時間を変更することができる。

(指定管理者による管理)

第17条 港湾の管理については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により法人その他の団体であって知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 前項の規定により港湾(三角港波多マリナーにある港湾施設に限る。)の管理を指定管理者に行わせる場合は、前条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、三角港波多マリナーにある港湾施設(管理棟及び係船専用浮機橋であって短期使用に係るものに限る。)の休業日を変更し、若しくは別に定め、又は開業時間を変更することができる。

3 第1項の規定により港湾の管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条及び第12条(使用者に係る規定に限る。)中「知事」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定により港湾の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が港湾の管理を行うこととされた期間前にされた第5条第1項(前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

5 第1項の規定により港湾の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が港湾の管理を行うこととされた期間前に第5条第1項(第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

(指定管理者の業務)

第18条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 次に掲げる港湾施設の利用調整及び管理に関する業務

ア 八代港のコンテナターミナル(コンテナ貨物の荷さばきを行うための区域)にある港湾施設

イ 熊本港のコンテナターミナル(コンテナ貨物の荷さばきを行うための区域)にある港湾施設

ウ 三角港波多マリナーにある港湾施設

(2) 前号に掲げる港湾施設の使用の許可に関する業務

(3) 第1号に掲げる港湾施設の維持に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が港湾の管理上必要と認める業務

(利用料金)

第19条 第5条第1項の規定にかかわらず、港湾施設の管理を指定管理者に行わせる場合には、前条各号に掲げる業務のほか、当該指定管理者に前条第1号ウに掲げる港湾施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を収受させることができる。

2 利用料金の額は、別表第1に定める額に1.3を乗じて得た額を上限として、指定管理者が知事の承認を得て定める額とする。

3 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準により、利用料金を減免又は還付することができる。

(原状回復義務)

第20条 指定管理者は、その指定期間が満了したとき又は地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、港湾施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第5条、第6条、第19条関係)

港湾施設	区分		使用料		備考	
			単位	単価		
岸壁、 棧橋、 浮棧橋 及び物 揚場	普通 船舶	コンテナの積 卸し	係留時間 が6時 間を超 えない 場合	総トン数1ト ンにつき	円 2 銭 42	総トン数が1トンに満たない場合又は総トン数に1トン未満の端数がある場合は、その満たない総トン数又はその端数の総トン数を1トンとして計算する。ただし、定期客船の区分を除く。
			係留時間 が6時 間を超 える 場合	総トン数1ト ンにつき	2円42銭に、6時間を超える6時間までごとにつき、1円16銭を加算した額	
	その他の使用		総トン数1ト ン当たり係留 24時間まで ごとにつき	4 94		
	定期客船 (自動車航 送船を除 く。)	総トン数50ト ン未満	係留1日1回 当たり1月ま でごとにつき	1,270 50		
			総トン数50ト ン以上100ト ン未満	係留1日1回 当たり1月ま でごとにつき	1,921 50	
			総トン数100 トン以上	係留1日1回 当たり1月ま でごとにつき	2,877 00	
自動車航送船			総トン数1ト ン当たり係留 24時間まで ごとにつき	5円25銭(平水区域を航行区域とする二層以上の甲板を備えた自動車航送船で船舶のトン数の測度に関する法律施行規則(昭和56年運輸省令第47号。以下「省令」という。)第36条第2号及び第3号に掲げる要件に適合するものにあつては、5円25銭に垂線間長の中央における型深さをメートルで表した数値から省令別表第6		

					に掲げる垂線間長の区分に応じ、同表に定める数値を控除した数値に対する垂線間長の中央における型深さの下端から船側における第二甲板の下面までの垂直距離をメートルで表した数値の割合(その割合が 0.7 未満のときは、0.7)を乗じて得た額から、1 円 31 銭を控除して得た額(その額に、5 銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、5 銭以上 10 銭未満の端数があるときはこれを 10 銭に切り上げる。))
	渡船(同一港湾区域内を運行するものに限る。)		1 月までごとにつき	4,809	00
	係船専用浮棧橋		船舶の長さ 1 メートル当たり 1 月につき	441	00
					1 メートル未満の端数がある場合は 1 メートルとし、1 月未満の端数がある場合は 1 月として計算する。
荷さばき地及び野積場	コンテナ貨物の荷さばきを行うための区域で知事が定めるもの	コンテナの蔵置	コンテナ 1 個当たり 1 日までごとにつき	73	50
		その他の使用	1 平方メートル当たり 1 日までごとにつき	3	78
	舗装されている区域(コンテナ貨物の荷さばきを行うための区域で知事が定めるものを除く。)		1 平方メートル当たり 1 日までごとにつき	3	78
	舗装されていない区域		1 平方メートル当たり 1 日までごとにつき	2	31
荷役機	ジブクレーン		30 分までごと	9,975	00
					電気使用料及び燃料費については、

械			につき			実費を別途徴収する。	
	ガントリークレーン		30分までごとにつき	21,000	00		
		ストラッドルキャリアー		30分までごとにつき	2,625	00	
荷役機械 附帯施設	八代港 メイン ス12 メー トル 岸壁 附帯 レー ル	軌道走行式荷役機械による使用		1月までごとにつき	1,336,981	80	
上屋	くん蒸上屋	熊本港		1室当たり1日までごとにつき	9,450	00	附属の電気施設を使用する場合は、実費を別途徴収する。
		その他の港湾		1平方メートル当たり1日までごとにつき	11	24	1 くん蒸施設を使用してくん蒸する場合は、くん蒸施設の1の区画の全部の面積を使用するものとして、面積を計算する。 2 附属の電気施設を使用する場合は、実費を別途徴収する。
	その他の上屋	熊本港		1平方メートル当たり1日までごとにつき	11	97	附属の電気施設を使用する場合は、実費を別途徴収する。
		その他の港湾	木造	1平方メートル当たり1日までごとにつき	6	51	
			鉄骨・耐火構造	1平方メートル当たり1日までごとにつき	11	24	附属の電気施設を使用する場合は、実費を別途徴収する。
旅客乗降用施設	三角港		1回につき	325	50		
	熊本港		1回につき	756	00		
待合所	三角港二 号待合所	旅客の切符及び荷物の取扱い		1平方メートル当たり1月までごとにつき	682	50	
		広告物の掲示		1平方メートル	1,155	00	

		ル当たり 1 月 までごとにつ き			
	その他の使用	1 平方メート ル当たり 1 月 につき	1,606	50	1 月未満の使用については日割計算 とする。
熊 本 港 待 合 所	旅客の切符及 び荷物の取扱 い	1 平方メート ル当たり 1 月 までごとにつ き	840	00	
	広告物の掲示	1 平方メート ル当たり 1 月 までごとにつ き	1,396	50	
	その他の使用	1 平方メート ル当たり 1 月 につき	1,953	00	1 月未満の使用については日割計算 とする。
そ の 他 の 待 合 所	旅客の切符及 び荷物の取扱 い	1 平方メート ル当たり 1 月 までごとにつ き	682	50	
	広告物の掲示	1 平方メート ル当たり 1 月 までごとにつ き	682	50	
	その他の使用	1 平方メート ル当たり 1 月 につき	924	00	1 月未満の使用については日割計算 とする。
船 舶 の た め の 給 水 施 設	勤務時間内に給水する 場合	1 立方メート ルまでごとにつ き	273	00	勤務時間とは、熊本県の休日を含め る条例(平成元年熊本県条例第 10 号) 第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除い た日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までをいう。
	勤務時間外に給水する 場合	1 立方メート ルまでにつ き	336	00	
広 場	運動場	1 時間までご とにつ き	336	00	照明設備を使用する場合は、30 分 までごとにつ き 1,113 円を別途徴収 する。
福 利 厚 生 施 設	飲食物の販売	1 平方メート ル当たり 1 月 までごとにつ き	850	50	
	その他の使用	1 平方メート ル当たり 1 月 につき	1,984	50	1 月未満の使用については日割計算 とする。
港 湾 管	管理棟	1 平方メート	945	00	

理施設		ル当たり 1 月 までごとにつ き					
港湾施設用地 (道路の敷地を 除く。)	使用期間が 1 月未 満	電柱、標識その他 の柱(以下「電柱 類」という。)の 設置	1 本当たり 1 月につき	59	50	1 支柱及び支線は 1 本とみなし、H 柱及び人形柱は 2 本とみなす。 2 1 月未満の端数がある場合は 1 月として計算する。以下この款(そ の他の使用の項を除く)において同 じ。	
		電柱類を設置した 者以外の者による 当該電柱類への電 線その他これに類 するものの架設	架設する電柱 類の本柱 1 本 当たり 1 月に つき	知事が定める額		H 柱及び人形柱は、2 本とみなす。	
		広告塔又は広告板	表示面積 1 平 方メートル当 たり 1 月につ き	84	88		
		地下埋設 管の 設置	外径 50 セ ンチメート ル未満	長さ 1 メート ル当たり 1 月 につき	8	75	長さが 1 メートルに満たない場合又 は長さに 1 メートル未満の端数がある 場合はその満たない長さ又はその 端数の長さを 1 メートルとして計算 する。
			外径 50 セ ンチメート ル以上	長さ 1 メート ル当たり 1 月 につき	16	63	
		その他の使用	1 平方メート ル当たり 1 月 につき	知事が定める額		使用期間に 1 月未満の端数がある場 合は日割計算とする。	
使用 期間 が 1 月 以 上	電柱、標識その他 の柱(以下「電柱 類」という。)の 設置	1 本当たり 1 年につき	680	00	1 支柱及び支線は 1 本とみなし、H 柱及び人形柱は 2 本とみなす。 2 使用期間が 1 年未満である場合 又はその期間に 1 年未満の端数がある 場合は、月割をもって計算し、1 月未満の端数がある場合は 1 月とし て計算する。以下この表において同 じ。		
	電柱類を設置した 者以外の者による 当該電柱類への電 線その他これに類 するものの架設	架設する電柱 類の本柱 1 本 当たり 1 年に つき	知事が定める額		H 柱及び人形柱は、2 本とみなす。		
	広告塔又は広告板	表示面積 1 平 方メートル当 たり 1 年につ	970	00			

			き			
	地下埋設管の設置	外径 50 センチメートル未満	長さ 1 メートル当たり 1 年につき	100	00	長さが 1 メートルに満たない場合又は長さに 1 メートル未満の端数がある場合はその満たない長さ又はその端数の長さを 1 メートルとして計算する。
		外径 50 センチメートル以上	長さ 1 メートル当たり 1 年につき	190	00	
	その他の使用		1 平方メートル当たり 1 月につき	知事が定める額		
マリーナ施設	係船専用浮棧橋	長期使用	1 年につき			長さ 9 メートルを超える部分について 0.3 メートルに満たないものは、0.3 メートルとして計算する。
			長さ 5 メートル以下の船舶	84,420	00	
			長さ 5 メートルを超え 7.5 メートル以下の船舶	115,920	00	
			長さ 7.5 メートルを超え 9 メートル以下の船舶	139,104	00	
			長さ 9 メートルを超える船舶	139,104 円に長さ 9 メートルを超える部分 0.3 メートルごとにつき 4,410 円を加算した額		
		短期使用	1 日につき	2,100	00	
	陸上保管施設		1 年につき			
			長さ 5 メートル以下の船舶	115,920	00	
			長さ 5 メートルを超え 7.5 メートル以下の船舶	147,420	00	
	上下架施設		揚艇又は降艇 1 回につき	1,575	00	

別表第2を次のように改める。

別表第2(第6条の2関係)

種目		単位	占用料		摘要
			円	銭	
栈橋		1平方メートル 当たり1年につき	89	25	
建物		1平方メートル 当たり1年につき	173	25	
軌道		1平方メートル 当たり1年につき	357	00	
通路又は通路橋		1平方メートル 当たり1年につき	57	75	
起重機		1平方メートル 当たり1年につき	63	00	
物置場又は物干場		1平方メートル 当たり1年につき	63	00	
埋設管、仮設管その他の管	外径50センチ メートル未満	1メートル当 たり1年につき	84	00	
	外径50センチ メートル以上	1メートル当 たり1年につき	147	00	
電柱その他これに類するもの(以下「電柱等」という。)		1本当たり1年 につき	771	75	支柱及び支線 は1本とみな し、H柱及び人 形柱は2本とみ なす。
		電柱等を設置 した者以外の 者が、当該電柱 等の本柱に電 線その他これ に類するもの を架設した場 合における当 該本柱1本当 たり1年につき	462	00	H柱及び人形柱 は、2本とみな す。
広告塔又は広告板		表示面積1平方 メートル当 たり1年につき	1,858	50	
鉄塔		1平方メートル当 たり1年につき	1,118	25	

係船用くい		1本当たり1年につき	141	75	
貸しポート(貨船その他これに類するものを含む。)置場		1隻当たり1月につき	420	00	
係船用浮標		1基当たり1年につき	1,380	75	
いかだ又はいけす		1平方メートル当たり1年につき	99	75	
その他	工作物を伴うもの	1平方メートル当たり1年につき	173	25	
	工作物を伴わないもの	1平方メートル当たり1年につき	94	50	

備考

- 1 占用期間が1年に満たない場合又は占用期間に1年未満の端数がある場合は、その満たない期間又はその端数の期間については、月割で計算するものとし、占用期間が1月に満たない場合又は占用期間に1月未満の端数がある場合は、その満たない期間又はその端数の期間を1月として計算する。
- 2 面積が1平方メートルに満たない場合又は面積に1平方メートル未満の端数がある場合は、その満たない面積又はその端数の面積を1平方メートルとして計算する。
- 3 長さが1メートルに満たない場合又は長さに1メートル未満の端数がある場合は、その満たない長さ又はその端数の長さを1メートルとして計算する。
- 4 占用料が1件100円に満たない場合は、100円として計算する。

別表第3を次のように改める。

別表第3(第6条の2関係)

種目	単位	金額		摘要	
		円	銭		
砂	1立方メートルにつき	115	50		
砂利	1立方メートルにつき	157	50		
土砂	1立方メートルにつき	105	00		
かき込砂利	1立方メートルにつき	136	50		
栗石	1立方メートルにつき	152	25	径15センチメートル以下のもの	
玉石	1個につき	52	50	径15センチメートルを超え30センチメートル以下のもの	
転石	1個につき	68	25	径30センチメートルを超え60センチメートル以下のもの	庭石として採取する場合の金額は、上記金額の10倍の金額とする。
		99	75	径60センチメートルを超えるもの	

備考

- 1 種目の欄に掲げられていないものについては、別に定める。
- 2 採取の数量が1立方メートルに満たない場合又は採取の数量に1立方メートル未満の端数がある場合には、その満たない数量又は端数の数量については、1立方メートルとして計算する。
- 3 1件の金額が100円に満たないものは、100円とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の熊本県港湾管理者条例第16条の規定により管理を委託している港湾の管理については、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）附則第2条に規定する日までの間は、なお従前の例による。

熊本県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成17年7月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第58号

熊本県都市公園条例の一部を改正する条例

熊本県都市公園条例（昭和53年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。

- 第4条に次の1項を加える。
 - 2 知事は、前項に定めるほか、次の各号のいずれかに該当する者に対し、都市公園の利用を制限することができる。
 - (1) 都市公園における公の秩序又は善良な風俗を乱し、若しくは乱すおそれがあると認められる者
 - (2) この条例又は管理の業務に従事する者の指示に従わない者
 - (3) その他都市公園の管理上支障があると認められる者
- 第5条第3項中「供用日及び供用時間は、規則で定める。」を「休園日及び開園時間は、次の表1、表2のとおりとする。ただし、知事は特に必要があると認めるときは、休園日を変更し、若しくは別に定め、又は開園時間を変更することができる。」に改め、同条に次の2表を加える。

1 熊本県民総合運動公園

休園日	開園時間			
(1) 火曜日（火曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日の場合は、翌日）	屋内運動広場	グラウンド		午前9時から午後9時30分まで
		室内温水プール	7月から9月まで	午前10時から午後9時まで
			10月から翌年6月まで	正午から午後8時まで
	陸上競技場	専用使用		午前9時から午後9時30分まで
		一般使用		午前9時から午後7時まで
	(2) 12月29日から翌年1月3日まで（(1)に該当する場合を除く。）	その他	照明設備を有する有料公園施設	4月から10月まで
11月から翌年3月まで				午前9時から午後5時まで
その他照明設備のない有料公園施設			4月から10月まで	午前6時30分から午後7時まで
			11月から翌年3月まで	午前9時から午後5時まで
体育館		午前9時から午後9時30分まで		

2 熊本県営八代運動公園

休園日	開園時間			
12月29日から翌年1月3日まで	野球場		午前9時から午後9時まで	
	陸上競技場	4月から9月まで		午前9時から午後7時まで
		10月から翌年3月まで		午前9時から午後5時まで
多目的広場		10月から翌年3月まで		午前9時から午後5時まで

第5条の次に次の1条を加える。

（有料公園施設の利用の許可の基準）

第5条の2 知事は、前条第2項の許可を受けようとする者が次のいずれかに該当すると認めるときは、許可をしないことができる。

- (1) 有料公園施設、その設備又は備品をき損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (2) その他利用させることが有料公園施設の管理上支障があるとき。

2 知事は、前条第2項の許可に有料公園施設の管理上必要な範囲内で条件を付けることができる。

第6条第2項中「処分をすることができる。」を「処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。」に改める。

第9条第1項中「、別表第2の3の表に定める額（使用料が日額で定められているものでその使用期間が1月未満であるときは、その使用料の額に100分の105を乗じて得た額

とし、その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てて得た額)の使用料並びに別表第2の1の表、別表第2の2の表及び別表第2の4の表に定める額に100分の105を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)の使用料」を「、別表第2の1の表から別表第2の4の表までに定める額の使用料」に改める。

第9条第2項中「に定める額に100分の105を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)」及び同項ただし書を削る。

第16条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第16条 都市公園の管理については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により法人その他の団体であって知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 前項の規定により都市公園の管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条第2項及び第5条第2項中「知事」とあるのは「指定管理者」と、第5条第3項中「ただし、知事は必要があると認めるときは」とあるのは「ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て」と、第5条の2中「知事」とあるのは「指定管理者」と、それぞれ読み替えるものとする。

3 第1項の規定により都市公園の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が都市公園の管理を行うこととされた期間前にされた第5条第2項(前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

4 第1項の規定により都市公園の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が都市公園の管理を行うこととされた期間前に第5条第2項(第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の許可を受けている者は、当該指定管理者の利用の許可を受けた者とみなす。

第21条を第25条とし、第17条から第20条までを4条ずつ繰り下げ、第16条の次に次の4条を加える。

(指定管理者の業務)

第17条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第5条第2項の有料公園施設の利用の許可に関する業務

(2) 前号に掲げる施設のうち運動施設の効用を高めるために知事が特に必要と認める業務

(3) 都市公園の維持及び修繕に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が都市公園の管理上必要と認める業務

(利用料金)

第18条 第9条第2項の規定にかかわらず、都市公園の管理を指定管理者に行わせる場合には、前条各号に掲げる業務のほか、当該指定管理者に有料公園施設の利用に係る料金(以下本条において「利用料金」という。)を収受させることができる。

2 利用料金の額は、別表第3の1の表から別表第4の4の表までに定める額に1.3を乗じて得た額を上限として、指定管理者が知事の承認を得て定める額とする。

3 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準により、利用料金の減免又は還付をすることができる。

4 第9条第5項の規定にかかわらず、都市公園の管理を指定管理者に行わせる場合には、指定管理者は、プリペイドカードを発行することができる。この場合において、プリペイドカードの発行及び発行による割引の割引率については、あらかじめ知事の承認を得なければならない。

(原状回復義務)

第19条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった都市公園を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を得たときはこの限りでない。

(損害賠償)

第20条 故意又は過失により都市公園をき損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

別表第2の1の表水前寺江津湖公園の項中「170円」を「180円」に改める。

別表第2の2の表を次のように改める。

2 法第5条第1項の規定により許可を受けて公園施設を管理するときの使用料

区分		単位	金額
熊本県民総合運動公園	第一休憩棟	1平方メートル1月につき	580円
	第二休憩棟	1平方メートル1月につき	690円
	第三休憩棟	1平方メートル1月につき	890円
	第四休憩棟	1平方メートル1月につき	2,250円
	管理棟	1平方メートル1月につき	600円

	体育館	1平方メートル1月につき	610円
	屋内運動広場	1平方メートル1月につき	1,940円
	陸上競技場	1平方メートル1月につき	2,270円
水前寺江津湖公園	管理棟	1平方メートル1月につき	3,710円
熊本県営八代運動公園	野球場	1平方メートル1月につき	1,080円
	陸上競技場	1平方メートル1月につき	1,730円
水俣広域公園	竹林園休憩棟	1平方メートル1月につき	1,160円
	花の里案内棟	1平方メートル1月につき	2,040円
	園芸作業棟	1平方メートル1月につき	1,370円

別表第2の3表中 「 興行、展示会、集会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物 1平方メートル1日につき 190円 39円 11円 」 を

「 興行、展示会、集会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物（使用期間が1月未満のものに限る。） 1平方メートル1日につき 199円 40円 11円
 興行、展示会、集会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物（使用期間が1月以上のものに限る。） 1平方メートル1日につき 190円 39円 11円 」 に改める。

別表第2の4の表を次のように改める。

4 第2条第1項又は第3項の規定により許可を受けて行為を行うときの使用料

区分	単位	金額
行商、募金、署名運動その他これらに類する行為	1人1日につき	210円
業として行う写真撮影	1人1日につき	210円
興行	1日につき	4,200円
展示会、集会その他これらに類する催し	1日につき	2,100円

備考

- 1 使用料が年額で定められているものについて、使用期間に1年未満の端数がある場合は、月割で計算する。
- 2 使用料が月額で定められているものについて、使用期間に1月未満の端数がある場合は、1月として計算する。
- 3 使用料が日額で定められているものについて、使用期間に1日未満の端数がある場合は、1日として計算する。
- 4 使用料を月割で計算した場合に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 5 面積又は長さに1平方メートル又は1メートル未満の端数が生じた場合は、1平方メートル又は1メートルに切り上げて使用料を計算する。

別表第3中「(第9条関係)」を「(第9条、第18条関係)」に改め、同表の1の表を次のように改める。

1 熊本県民総合運動公園体育施設使用料

区分		単位	金額
野球場		1面1時間につき	410円 860円
ソフトボール場		1面1時間につき	360円 750円
テニスコート	センターコート（一のコートの周囲に専用の観覧席を設けたものをいう。以下同じ。）	1面1時間につき	510円 1,070円
	センターコート以外 のコート	クレーコート 1面1時間につき	180円 370円

		クレークコート以外のコート	1面1時間につき	230円 480円
バレーコート			1面1時間につき	180円 370円
サッカー場 ラグビー場			1面1時間につき	360円 750円
多目的広場			1面1時間につき	280円 590円
弓道場			1的1時間につき	130円 260円
相撲場			1時間につき	130円 260円
体育館	卓球		1台1時間につき	100円 210円
	バドミントン		1面1時間につき	210円 430円
	バスケットボール		1時間につき	560円 1,180円
	バレーボール	中央コート	1時間につき	560円 1,180円
		中央コート以外のコート	1面1時間につき	410円 860円
	その他のスポーツ	全面	1時間につき	560円 1,180円
		半面	1時間につき	410円 860円
その他			1時間につき	850円 1,770円
運動広場			1時間につき	690円 1,450円
ゲートボール場 トレーニング広場			1時間につき	360円 750円
補助競技場			1時間につき	1,000円 2,100円
投てき場			1時間につき	200円 420円

備考

- 1 使用する時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間とみなす。
- 2 主として高校生以下の者が利用するときの使用料は、区分に応じて定める金額の上段の額とし、それ以外の者が利用するときの使用料は、区分に応じて定める金額の下段の額とする。

別表第3の2の表を次のように改める。

- 2 熊本県民総合運動公園屋内運動広場体育施設使用料

区分			金額			
			使用者が入場料金を徴収する場合 (1日につき)	使用者が入場料金を徴収しない場合		
グラウンド	アマチュアスポーツに使用する場合	学生	税込み入場料金の最高額の40人分に相当する額(その額が61,750円未満のときは、61,750円)	テニスコートとしての使用	夜間照明を使用しない場合1面1時間につき	410円
					夜間照明を使用する場合1面1時間につき	760円
				ゲートボール場としての使用	夜間照明を使用しない場合1面1時間につき	610円
				夜間照明を使用する場合1面1時間につき	1,150円	
		その他の使用		全部1時間につき	4,750円	
				4分の1の部分ごと1時間につき	1,200円	
	一般	税込み入場料金の最高額の50人分に相当する額(その額が129,540円未満のときは、129,540円)	テニスコートとしての使用	夜間照明を使用しない場合1面1時間につき	850円	
				夜間照明を使用する場合1面1時間につき	1,590円	
			ゲートボール場としての使用	夜間照明を使用しない場合1面1時間につき	1,280円	
				夜間照明を使用する場合1面1時間につき	2,380円	
			その他の使用	全部1時間につき	9,960円	
				4分の1の部分ごと1時間につき	2,500円	
アマチュアスポーツ以外に使用する場合		税込み入場料金の最高額の100人分に相当する額(その額が388,620円未満のときは、388,620円)	全部1時間につき		29,890円	
			4分の1の部分ごと1時間につき		7,480円	
室内温水プール	専用使用	7月9月まで		2時間につき	12,470円	
		10月から翌年6月まで		2時間につき	9,650円	
	一般使用	7月から9月まで	小学生以下の者	1人2時間につき	70円	
			中・高校生	1人2時間につき	100円	
			大人	1人2時間につき	210円	
	7月から9月まで	10月から翌年6月まで	小学生以下の者	1人2時間につき	150円	
			中・高校生	1人2時間につき	200円	
			大人	1人2時間につき	380円	

備考

- 1 使用する時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間とみなす。
- 2 グラウンドを全部使用する場合は、その4分の1の部分ごとの使用に係る使用料に関する規定は、適用しない。
- 3 「学生」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校に就学している者及びこれに準ずる者をいい、「一般」とは学生以外の者をいう。
- 4 「小学生以下の者」とは、小学生の児童及びこれに準ずる者並びに満3歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。
- 5 「中・高校生」とは、高等専門学校の学生並びに高等学校及び中学校の生徒並びにこれに準ずる者をいう。
- 6 「大人」とは、一般人並びに大学の学生及びこれに準ずる者をいう。
- 7 室内温水プールの使用時間が2時間を超える場合の使用料の額は、区分に応じて

定める金額に、2時間を超える1時間までごとにつき、当該区分に応じて定める金額の2分の1に相当する額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）を加算した額とする。

別表第3の3の表を次のように改める。

3 熊本県民総合運動公園陸上競技場体育施設使用料

区分		金額			
		使用者が入場料金を徴収する場合（1日につき）	使用者が入場料金を徴収しない場合		
アマチュアスポーツに使用する場合	学生	税込み入場料金の最高額の120人分に相当する額（その額が61,750円未満のときは、61,750円）	専用使用	観覧席を全部使用する場合1時間につき	4,750円
				観覧席を使用しない場合又はメインスタンドのみを使用する場合1時間につき	2,400円
			一般使用	1日につき	150円
	一般	税込み入場料金の最高額の150人分に相当する額（その額が129,680円未満のときは、129,680円）	専用使用	観覧席を全部使用する場合1時間につき	9,980円
				観覧席を使用しない場合又はメインスタンドのみを使用する場合1時間につき	4,990円
			一般使用	1日につき	320円
アマチュアスポーツ以外に使用する場合	税込み入場料金の最高額の300人分に相当する額（その額が389,030円未満のときは、389,030円）		観覧席を全部使用する場合1時間につき	29,930円	
			観覧席を使用しない場合又はメインスタンドのみを使用する場合1時間につき	14,960円	

備考

- 1 使用する時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間とみなす。
- 2 「学生」とは学校教育法第1条に規定する学校に就学している者及びこれに準ずる者をいい、「一般」とは学生以外の者をいう。

別表第3の4の表を次のように改める。

4 熊本県民総合運動公園附属設備使用料

区分	単位	金額	
夜間照明	ソフトボール場	1面30分につき	1,050円
	テニスコート	1面30分につき	320円
	野球場	1面30分につき	3,150円
	弓道場	1的30分につき	110円
本部室	1室1時間につき	430円	
温水シャワー	1人1回につき	110円	
陸上競技器具	一式1時間につき	680円	

備考

- 1 夜間照明を使用する場合で、使用する時間に30分未満の端数があるときは、その端数を30分とみなす。
- 2 本部室又は陸上競技器具を使用する場合で、使用する時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間とみなす。
- 3 屋内運動広場及び陸上競技場の夜間照明又は温水シャワーを使用する場合は、この表の夜間照明又は温水シャワーの使用に係る使用料に関する規定は、適用しない。
- 4 運動広場又は陸上競技場の陸上競技器具を使用する場合は、この表の陸上競技器具の使用に係る使用料に関する規定は、適用しない。

別表第3の5の表を次のように改める。

5 熊本県民総合運動公園屋内運動広場附属設備使用料

区分	単位	金額	
夜間照明	70台点灯	1時間につき	2,940円
	102台点灯	1時間につき	4,200円
	全点灯	1時間につき	6,410円

大型映像装置	一式1時間につき	4,360円
場内放送器具	一式1時間につき	1,260円
会議室	1室1時間につき	370円
小会議室	1室1時間につき	160円
第一研修室	1室1時間につき	680円
第二研修室	1室1時間につき	470円
コインロッカー	1箱1回につき	50円

備考

- 1 使用する時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間とみなす。
 - 2 グラウンドをテニスコート又はゲートボール場として使用する際に夜間照明を使用する場合は、この表の夜間照明の使用に係る使用料に関する規定は、適用しない。
- 別表第3の6の表を次のように改める。
- 6 熊本県民総合運動公園陸上競技場附属設備使用料

区分		単位	金額
夜間照明	4分の1点灯	1時間につき	5,040円
	2分の1点灯	1時間につき	8,400円
	全点灯	1時間につき	15,020円
大型映像装置		一式1時間につき	5,410円
場内放送器具		一式1時間につき	1,580円
写真判定装置		一式1時間につき	1,000円
陸上競技器具		一式1時間につき	2,150円
会議室 A		1室1時間につき	530円
会議室 B		1室1時間につき	420円
会議室 C		1室1時間につき	420円
会議室 D		1室1時間につき	580円
会議室 E		1室1時間につき	470円
会議室 F		1室1時間につき	370円
第一休憩室		1室1時間につき	420円
第二休憩室		1室1時間につき	530円
放送器具等操作室		1室1時間につき	890円
小放送室		1室1時間につき	210円
コインロッカー		1箱1回につき	50円

- 備考 使用する時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間とみなす。
- 別表第3の7の表を次のように改める。

7 熊本県民総合運動公園自転車使用料

区分	単位	金額
高校生以下の者	1台コース1周につき	100円
大人	1台コース1周につき	210円

- 別表第4中「(第9条関係)」を「(第9条、第18条関係)」に改め、同表の1の表を次のように改める。

1 熊本県営八代運動公園体育施設使用料

区分			金額		
			使用者が入場料金を徴収する場合(1日につき)		使用者が入場料金を徴収しない場合
野球場	アマチュアスポーツに使用する場合	学生	税込み入場料金の最高額の40人分に相当する額(その額が14,700円未満のときは、14,700円)	午前9時から午後1時まで 3,070円	
				午後1時から午後5時まで 3,790円	
		上記の時間以外1時間につき 1,120円			
	一般	税込み入場料金の最	平日	土曜・日曜・	

			高額の50人分に相当する額（その額が22,170円未満のときは、22,170円）	使用日 使用時間		国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日
				午前9時から午後1時まで	3,770円	4,520円
				午後1時から午後5時まで	4,840円	5,600円
				上記の時間以外1時間につき	1,500円	1,720円
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合		税込み入場料金の最高額の100人分に相当する額（その額が64,580円未満のときは、64,580円）	1チーム1時間につき		4,310円
陸上競技場	アマチュアスポーツに使用する場合	学生	税込み入場料金の最高額の10人分に相当する額（その額が13,260円未満のときは、13,260円）	専用使用	全部1時間につき	1,020円
					フィールド（競争走路に囲まれた部分をいう。以下同じ。）1時間につき	400円
		一般使用	1日につき	50円		
	一般	専用使用	全部1時間につき	2,140円		
			フィールド1時間につき	850円		
		一般使用	1日につき	110円		
アマチュアスポーツ以外に使用する場合		税込み入場料金の最高額の30人分に相当する額（その額が83,670円未満のときは、83,670円）	全部1時間につき	6,440円		
			フィールド1時間につき	2,570円		
多目的広場				1時間につき		310円 640円

備考

- 1 使用する時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間とみなす。
 - 2 午前9時から午後1時までの使用時間の区分会を超えて使用する場合は、午後1時から午後5時までの使用時間の区分の使用料を当該区分の時間数で除した額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）を1時間単位の額として徴収する。
 - 3 「学生」とは、学校教育法第1条に規定する学校に就学している者及びこれに準ずる者をいい、「一般」とは学生以外の者をいう。
 - 4 多目的広場を主として高校生以下の者が利用するときの使用料は、多目的広場の区分に定める金額の上段の額とし、それ以外の者が利用するときの使用料は、多目的広場の区分に定める金額の下段の額とする。
- 別表第4の2の表を次のように改める。
- 2 熊本県営八代野球場附属設備使用料

種別	単位	金額		
		アマチュアスポーツに使用する場合		アマチュアスポーツ以外に使用する場合
		学生	一般	
場内放送器具	一式1時間につき	250円	540円	540円
選手控室	1室1時間につき	100円	210円	210円
会議室	1室1時間につき	100円	210円	210円
本部室	1室1時間につき	200円	430円	430円

備考 使用する時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間とみなす。
別表第4の3の表を次のように改める。

3 熊本県営八代野球場夜間照明設備使用料

区分		単位	金額
アマチュアスポーツ以外に使用する場合		1試合につき	315,000円
		練習1時間につき	76,650円
アマチュアスポーツに使用する場合	照明設備の全部を点灯する場合	一般	1時間につき 26,250円
		学生	1時間につき 13,000円
	照明設備の3分の2を点灯する場合	一般	1時間につき 17,850円
		学生	1時間につき 9,000円
	照明設備の2分の1を点灯する場合	一般	1時間につき 13,650円
		学生	1時間につき 7,000円
	照明設備の3分の1を点灯する場合	一般	1時間につき 9,450円
		学生	1時間につき 5,000円

備考 使用する時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間とみなす。
別表第4の4の表を次のように改める。

4 熊本県営八代陸上競技場附属設備使用料

種別	単位	金額		
		アマチュアスポーツに使用する場合		アマチュアスポーツ以外に使用する場合
		学生	一般	
温水シャワー	1人1回につき	100円	110円	110円
場内放送器具	一式1時間につき	100円	210円	210円
本部室	1室1時間につき	200円	420円	420円
放送室	1室1時間につき	150円	320円	320円

備考 使用する時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間とみなす。
附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- この条例の施行の際現に改正前の熊本県都市公園条例第16条の規定により管理を委託している都市公園の管理については、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）附則第2条に規定する日までの間は、なお従前の例による。

熊本県流域下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成17年7月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第59号

熊本県流域下水道条例の一部を改正する条例

熊本県流域下水道条例（昭和63年熊本県条例第38号）の一部を次のように改正する。
第2条の表熊本北部流域下水道の項中「熊本市」の次に「合志市」を加え、「合志町」を削り、同表球磨川上流流域下水道の項中「錦町 多良木町 湯前町 水上村 あさぎり町」を「錦町 あさぎり町 多良木町 湯前町 水上村」に改め、同表八代北部流域下水道の項中「宇城市」の前に「八代市」を加え、「千丁町 鏡町」を削り、「竜北町」を「氷川町」に改める。

第3条を次のように改める。

（指定管理者による管理）

第3条 流域下水道の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により法人その他の団体であつて知事が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

第4条を第7条とし、第3条の次に次の3条を加える。

（指定管理者の業務）

第4条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 流域下水道の運転操作及び監視に関する業務
- (2) 流域下水道の施設、設備及び物品の維持管理、保守点検及び修繕に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が流域下水道の管理上必要と認める業務(原状回復義務)

第5条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった流域下水道の施設、設備及び物品を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。(損害賠償)

第6条 故意又は過失により流域下水道の施設、設備又は物品をき損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、知事が特別な事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の表八代北部流域下水道の項の改正規定中「宇城市」の前に「八代市」を加え、「千丁町 鏡町」を削る部分は八代市、八代郡坂本村、同郡千丁町、同郡鏡町、同郡東陽村及び同郡泉村を廃し、その区域をもって八代市を設置する処分が効力を生ずる日から、同項の改正規定中「竜北町」を「氷川町」に改める部分は八代郡竜北町及び同郡宮原町を廃し、その区域をもって氷川町を設置する処分が効力を生ずる日から、同表熊本北部流域下水道の項の改正規定は菊池郡合志町及び同郡西合志町を廃し、その区域をもって合志市を設置する処分が効力を生ずる日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の熊本県流域下水道条例第3条の規定により管理を委託している流域下水道の管理については、地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号)附則第2条に規定する日までの間は、なお従前の例による。

熊本県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第60号

熊本県営住宅条例の一部を改正する条例

熊本県営住宅条例(昭和35年熊本県条例第11号)の一部を次のように改正する。

第1条中「地方自治法(昭和22年法律第67号)」を「地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)」に改める。

第2条に次の1号を加える。

(7) 指定管理者 自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。

第3条の見出しを「(公募の時期及び方法)」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

知事は、毎年1回以上必要な時期に県営住宅の新たな入居者を公募しなければならない。ただし、県営住宅の整備若しくは用途廃止又は県営住宅建替事業その他の建替事業に伴い、新たな入居者の決定を行う必要がない県営住宅については、この限りでない。

第6条から第8条までを次のように改める。

(入居者の選考)

第6条 入居者の選考は、入居の申込みをした者であって令第7条各号のいずれかに該当するものうちから、公開抽選によって入居順位を定めることにより行う。

2 知事は、前項の規定により定めた入居順位に従い入居者を決定し、その旨を入居者として決定した者(以下「入居決定者」という。)に通知しなければならない。

3 入居決定者が、入居を辞退し、又は入居の決定を取り消された場合は、第1項の規定により定めた入居順位の高い者から繰り上げて入居決定者とする。

4 知事は、入居の申込みをした者のうち、20歳未満の子を扶養している寡婦、心身障害者又は特別な事情があると認められた者で速やかに入居させる必要があると判断したものについては、第1項に定める公開抽選において優先的な措置を講じ、又は前3項の規定にかかわらず、知事が割り当てをした県営住宅に優先的に選考し、入居者として決定することができる。

(入居順位の効力)

第7条 前条第1項の規定により定めた入居順位は、次回の公開抽選により入居順位を定める日の前日まで効力を有する。

第8条 削除

第22条第2項中第3号を削り、同項第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とする。

第25条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、県営改良住宅の入居者を県営住宅に入居させる場合について準用する。

第33条を次のように改める。

第33条 削除

第35条の見出しを「(指定管理者による管理)」に改め、同条中「の全部又は一部を熊本県住宅供給公社又は当該県営住宅の所在する市町村に委託する」を「を指定管理者に行

わせる」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(指定管理者の業務)

第35条の2 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 入居者の公募に関する業務
- (2) 入居者への指導及び連絡に関する業務
- (3) 県営住宅の明渡し手続に関する業務
- (4) 県営住宅及び共同施設の維持、修繕に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が県営住宅又は共同施設の管理上必要と認める業務

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第33条の改正規定は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の熊本県営住宅条例第35条(第36条第1項において準用する場合を含む。)の規定により管理に関する事務を委託している県営住宅及び共同施設並びに県営改良住宅及び地区施設の管理については、地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号)附則第2条に規定する日までの間は、なお従前の例による。

熊本県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第61号

熊本県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

熊本県公営企業の設置等に関する条例(昭和41年熊本県条例第45号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号イの表中「八代郡坂本村」を「八代市」に改め、同表に次のように加える。

阿蘇車帰風力発電所	阿蘇市	1,500キロワット
-----------	-----	------------

第3条第2項第2号イの表中「坂本村」を削り、「長洲町」を「玉名郡長洲町」に、「苓北町」を「天草郡苓北町」に改める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。ただし、第3条第2項第1号イの表熊本発電所の項及び同項第2号イの表の改正規定は、八代市、八代郡坂本村、同郡千丁町、同郡鏡町、同郡東陽村及び同郡泉村を廃し、その区域をもって八代市を設置する処分が効力を生ずる日から施行する。

熊本県立総合体育館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第62号

熊本県立総合体育館条例の一部を改正する条例

熊本県立総合体育館条例(昭和57年熊本県条例第33号)の一部を次のように改正する。

第9条中「、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。ただし」を「、体育館の管理については教育委員会が」に改め、同条を第15条とし、第8条を削り、第7条を第9条とし、同条の次に次の5条を加える。

(指定管理者による管理)

第10条 体育館の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 前項の規定により体育館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第3条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、体育館の休館日を変更し、若しくは別に定め、又は開館時間を変更することができる。

3 第1項の規定により体育館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条から第7条までの規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定により体育館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が体育館の管理を行うこととされた期間前にされた第5条第1項(前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

5 第1項の規定により体育館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が体育館の管理を行うこととされた期間前に第5条第1項(第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

(指定管理者の業務)

第11条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第4条各号に掲げる業務
- (2) 体育館の使用の許可に関する業務
- (3) 体育館の施設等の維持及び修繕に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が体育館の管理上必要と認める業務
(利用料金)

第12条 第8条第1項の規定にかかわらず、体育館の管理を指定管理者に行わせる場合には、前条各号に掲げる業務のほか、当該指定管理者に体育館の施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を収受させることができる。

- 2 利用料金の額は、別表に定める額に1.3を乗じて得た額を上限として、指定管理者が知事の承認を得て定める額とする。
- 3 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準により、利用料金の減免又は還付をすることができる。
(原状回復義務)

第13条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった体育館の施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。
(損害賠償)

第14条 故意又は過失により体育館の施設又は設備をき損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

第6条を削り、第5条中「前条第1項」を「第5条第1項」に、「前条第2項」を「第5条第2項」に改め、同条を第7条とし、同条の次に次の1条を加える。
(使用料)

第8条 使用者は、別表に定める額を使用料として納めなければならない。

- 2 前項の使用料は、前納とする。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。
- 3 既納の使用料は、還付しない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
第4条を第5条とし、同条の次に次の1条を加える。
(使用の許可の基準)

第6条 教育委員会は、前条第1項の規定による許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可をしないことができる。

- (1) 体育館における公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 体育館の施設又は設備をき損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他使用させることが体育館の管理上支障があると認められるとき。

第3条第1号中「次条において」を「以下」に改め、同条を第4条とする。

第2条の次に次の1条を加える。

(休館日等)

第3条 体育館の休館日及び開館時間は、次の表のとおりとする。ただし、熊本県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要があると認めたときは、休館日を変更し、若しくは別に定め、又は開館時間を変更することができる。

休 館 日	開 館 時 間	
(1) 火曜日（火曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条第1項又は第3項の規定により休日とされる日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日以後の休日以外の最初の日）	大体育室、中体育室、小体育室、元気体力測定室、トレーニング室、会議室及び和室	午前9時から午後9時まで
	幼児体育室	午前9時から午後8時まで
	室内温水プール	午前10時から午後9時まで
	その他	教育委員会が定める時間
(2) 12月29日から翌年1月3日まで（(1)に該当する日を除く。）		

別表を次のように改める。

別表（第8条、第12条関係）

1 一般使用料

区 分	単 位	金 額	
大体育室	テニス	大人	1面1時間までごとにつき 980円
		高校生以下の者	1面1時間までごとにつき 465円
大体育室及び中体育室	バスケットボール	大人	1面1時間までごとにつき 1,340円
		高校生以下の者	1面1時間までごとにつき 640円
	バレーボール	大人	1面1時間までごとにつき 980円